

建設水道委員会記録

○開催日時

平成26年6月26日 午前10時～午後2時6分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	福田 俊一郎	委員	橋口 博文
副委員長	小田原 勇次郎	委員	大田黒 博
委員	上野 一 誠	委員	持原 秀行

○その他の議員

委員 下園 政喜

○説明のための出席者

建設部長	泊 正 人	主幹兼建築指導グループ長	大園 厚彦
建設政策課長	須田 徳二	建築グループ長	藤井 孝彦
課長代理	南 忠幸	用地課長	植村 豊
建設維持課長	永田 一朗	課長代理	西 正輝
建設整備課長	四元 新一	用地グループ長	木原 亮
都市計画課長	山村 昭一郎		
区画整理課長	川畑 稔	水道局長	落合 正浩
課長代理	中島 弘喜	水道管理課長	元石 功一
主 幹	松野 信作	業務営業グループ長	柳 健二郎
入来区画整理推進室長	堀ノ内 美年	上水道課長	福山 清和
建築住宅課長	今井 裕介	下水道課長	徳重 勝美
専門職	上野 昭信	課長代理	脇園 和文
専門職	福島 和朗	主 幹	今村 淳一

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一
課長代理	南 輝雄		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 6 3 号 平成 2 6 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 上 水 道 課
議案第 6 2 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
(所管事務調査)	建 設 政 策 課
(所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第 5 9 号 市道路線の廃止及び認定について 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 画 課
(所管事務調査)	都 市 計 画 課
(所管事務調査)	区 画 整 理 課
(所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第 6 0 号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6 1 号 薩摩川内市一般住宅の指定管理者の指定について (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
(所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

なお、当局においては、4月に人事異動があったことから、各課の審査の際に職員の紹介がありますので、御了承願います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、水道管理課・上水道課の審査に入ります。

ここで、職員の紹介をお願いいたします。

○水道管理課長（元石功一）おはようございます。4月1日の人事異動で、水道管理課業務営業グループ長が、異動がございましたので、職員の紹介をいたします。

○水道管理課業務営業グループ長（柳 健二郎）皆さん、おはようございます。水道管理課業務営業グループ長に4月からなりました柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道管理課長（元石功一）以上でございます。

△議案第63号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第63号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）おはようございます。それでは、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第1回補正）の30ページをお開きください。

議案第63号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

提案理由及び次のページの補正予算の定めにつ

きましては、さきの本会議で御説明いたしましたので割愛させていただき、補正予算の内容について、歳出から御説明いたしますので、40ページをお開きください。

2款1項1目施設整備費7,960万円の増額補正は、説明欄のとおり、里簡易水道建設事業費1,840万円、下甌簡易水道建設事業費2,670万円と、鹿島簡易水道建設事業費3,450万円であり、必要な旅費、委託料、工事請負費を計上しております。

事業の概要について御説明いたしますので、補正予算資料、第1回補正予算の概要の8ページ及び委員会資料の1ページをお開きください。

委員会資料のほうで説明いたします。

委員会資料の表紙に、水道局の下に平成25年6月26日と書いてありますが、これ、平成26年の誤りでございますので、済いませんが、訂正方、お願いいたします。

1ページ、図面の青い線で囲んである区域が、里地区簡易水道の給水区域であり、平成26年度の特設離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用して整備する木ノ口配水池が赤の四角で記してある場所になります。

里地区簡易水道施設整備事業、飲料水供給整備事業ですが、里町木ノ口配水池が、老朽化により、本体外壁のひび割れや、内壁の防水膜の浸食、劣化が進行してるため、今回、防水工事等を実施して、万全な水質の保全並びに飲料水の安定供給を図るものであります。

工事の内容は、防水工事面積を内壁355平方メートル、外壁134平方メートルの計489平方メートルを実施するものであり、これからも安全・安心な飲料水の安定供給を図るものであります。

次に、委員会資料の2ページをごらんください。

図面に緑の線で囲んである区域が、特設離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用して、平成26年度に瀬々野浦地区給水管の布設替えをする範囲となります。

瀬々野浦地区簡易水道整備事業（飲料水施設整備事業）は、下甌町瀬々野浦地区簡易水道事業において、国庫補助事業により整備している、図面赤の配水管布設にあわせて、国庫補助等対象とならない給水管の整備を県の特設離島ふるさと

おこし推進事業を活用して、口径２０ミリから５０ミリの給水管布設替えを１３６戸行い、飲料水の安定供給を図るものであります。

次に、委員会資料の３ページをごらんください。

図面の赤と黄色の線は、平成２６年度と平成２７年度に国庫補助事業で実施する鹿島地区の配水管布設替え工事であります。鹿島地区簡易水道整備事業（飲料水施設整備事業）も、瀬々野浦と同様に、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用して、鹿島地区で口径２０ミリから３０ミリへの給水管の布設替えを、平成２６年度、２２０戸行い、飲料水の安定供給を図るものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の３７ページをお開きください。

４款１項１目簡易水道事業補助金は、先ほど歳出で御説明いたしました特定離島ふるさとおこし推進事業に係る里簡易水道建設事業、下甌簡易水道建設事業及び鹿島簡易水道建設事業の県補助金５，７２０万円であり、補助率は約７２％であります。

次の３８ページ、６款１項１目一般会計繰入金は、これも特定離島ふるさとおこし推進事業に係る一般会計からの繰入金４４０万円であります。

次の３９ページ、９款１項１目簡易水道事業債１，８００万円につきましても、特定離島ふるさとおこし推進事業に係るものであります。

３４ページに返っていただき、地方債であります。今回の補正で、特定離島ふるさとおこし推進事業の財源を加えて、地方債の変更設定を限度額８，０１０万円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第６２号 平成２６年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第６２号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和） 議案第６２号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、上水道課分の歳出について御説明いたしますので、１７ページをお開きください。

２款１項５目財産管理費の７万９，０００円の補正は、説明欄の市有施設保全基金への積み立てであり、工業用水道事業の決算確定に伴うものであります。

次に、１９ページをお開きください。

４款３項１目水道費の繰出金４４０万円の補正は、先ほど議案第６３号で御説明いたしました里簡易水道事業、下甌簡易水道事業及び鹿島簡易水道建設事業に係るものであります。

次に、歳入を御説明いたしますので、戻っていただき１５ページをお開きください。

２１款５項４目雑入のうち上水道課分は、右側説明欄の一番上にある工業用水道事業会計剰余金の７万９，０００円で、先ほど歳出で御説明いたしました市有施設保全基金への積み立てに係るものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで議案第６２号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。ほかに何かございませんでしょうか。

○委員（持原秀行）ちょっと次亜塩素酸ソーダのこちらの本土部分の、今、搬入がありますよ、各施設の。こういう状況は、どうなってますか。

○上水道課長（福山清和）次亜塩素酸ソーダにつきましては、本土地区の購入につきまして、できるだけ原価安くするために、タンクローリーで購入しております。甌島のほうにつきましては、タンクローリーができませんので、別途の契約をしまして、ポリタンクでの購入という形になります。

それで、まず、本土地区につきましては、丸山浄水場に入札をしまして、一番安いところの業者が、丸山浄水場の大きな、何トンというタンクの中に定期的に入れてきます。そこから小出しにしまして、ポリタンクに入れるんですけども、ポリタンクに入れたものを、旧川内市の水道施設につきましては、月島っていう、今、丸山浄水場を業務委託してところが、点検の際に持って行って補給する。それから簡易水道事業のところと、それから上水道の入来、樋脇、東郷、そういうところにつきましては、職員が、担当がおりますので、持って回って補給をするという形しております。

それと、簡易水道の高江とか、旧川内の簡易水道、それから祁答院の簡易水道、これに関しては担当のほうで、現場のほうに、地元の水質の点検関係をされる方からの連絡を受けて運ぶという形になっています。

東郷に大きな施設があるのが中津俣という、ちょうど藤川の手前にあるんですけども。そこについてはタンクローリーが入りますので、小さな、1 トンとか、そういうレベルですけども、ポリタンクではなくて、そこは持っていくようにしております。

以上です。

○委員（持原秀行）実は、5月30日に、議員と地区コミとの語る会で下甌に行ったんです。したら、行って見てみたら、次亜ソのポリタンク、

これを使用してはならないと言われてる、解体もされない、そのままの下甌の公民館、あそこをあけて、あそこに20缶ぐらい、10缶やったかな、十何缶。それと、外の車庫、マイクロバスを置いてあるんですが、支所の間にマイクロバスを置いてる。そこのところに40缶、外にそのまま置いてあるんですよ。

これは、やはり前も、ずっと前も言ったんですけど、やっぱり危機管理としてどうなのか。しかも、使用禁止となってる下甌公民館の入り口をあけて、そこに保管してあるわけです。これは、崩壊の危険があるということで使用禁止になるというようなところに、そういう危険なものを果たして置いとっていいのか。

それと、誰でも行ける屋外にポリタンクのまま保管している状況で、それを認識してたのかどうか。このままでいいのかどうか。ちょっと私は、ぴしっと管理すべきだと、倉庫とかそういうところで、きちんと鍵をかけるところに保管すべきだと思うんですが、いかがですか。

○上水道課長（福山清和）申しわけございません。私のほうが、そこ把握しておりませんでしたので、おっしゃるとおり、そういう取り扱いをしてはならないと考えますので、早速指導したいと思います。

○委員（持原秀行）次亜ソが、例えば、そっちの上水道のほうなのか、下水道のほうなのかははっきりとわかりません。ただ、下甌の人たちに、職員の者に聞いてみたら、昔からそうしてますと言われた、昔から。だから、その村時代のときからもうそうされてるのであったのであれば、もうちょっと危機管理意識を高めていただきたいという気がしましたので、それはやっぱり、きちっとそういう鍵のかかるような倉庫とか、そういうところに対応できるように、また取り組んでください。お願いします。

○委員長（福田俊一郎）直ちに対応をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で水道管理課、上水道課を終わります。御

苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、下水道課の審査に入ります。

それでは、職員の紹介をお願いいたします。

○下水道課長（徳重勝美）おはようございます。下水道課でございます。よろしくお願いいたします。

今度の4月1日の異動によりまして下水道課長に拝命されました徳重といいます。下水道の普及率と各施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それから、課長代理の脇園でございます。

○課長代理（脇園和文）おはようございます。課長代理を拝命いたしました脇園です。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（徳重勝美）よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）よろしくお願いいたします。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、下水道課の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費でございます。補正額2,366万1,000円のうち、下水道課分につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の委託料の740万円でございます。

補正内容につきましては、建設水道委員会の資料により説明いたしますので、委員会資料の最後の4ページを御参照ください。

上下水道技術者育成支援事業でございますが、これは、国の平成25年度12月補正で、経済対策によります地域人づくり事業の創設によるもので、緊急雇用創出事業臨時特例金基金事業を活用

いたしまして、市が給水工事等業者で組織する組合に委託をいたしまして、委託先が新規雇用を行いまして、上下水道工事の管工事や、給水・排水設備等に関する資格取得の取り組み、専門的知識を有する人材の育成、下水道接続の向上を図るものでございます。

事業費の740万円につきましては、水道の漏水処理などを委託しております薩摩川内市管工事業協同組合に委託をいたしまして、財源は、国からの交付金を県が基金として積み増し、委託料の全てが県からの補助金でございます。

事業内容は、薩摩川内市管工事業協同組合におきまして、2名を新規雇用していただき、上下水道工事に必要な能力を備えた人材育成、給排水整備等の資格取得や、下水道接続への営業活動が行える人材育成です。例えば、水道局で委託しております水道メーター取替時に、下水道にまだ接続されていない方への工事費の見積もり、指定工事店の紹介などを行うものでございます。

この事業によります効果といたしましては、上下水道工事に係る技術者の人材確保、下水道への接続促進でございます。

事業期間は、平成26年度。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）確認なんです、今のこの説明の中で委託先が、市の管工事業協同組合となっておりますよね。これは、全部市の水道工事店が入ってるんでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）この組合につきましては、今、13社の方が加盟して、団体で組合をつくっている組合でございます。

○委員（大田黒 博）そうすると、こういうせっかくいい事業が来て、薩摩川内市のそういう水道関係の工事店に網羅して、そういうものが行きわたるちゅうのはいないんですね。

○水道局長（落合正浩）今回の事業につきましては、まず、事業体として受け入れる体制が必要でございます。それぞれの各企業が、まだその受け入れをできる態勢にはございませんので、こういうふうに管工事業組合につきましては事務局が

ございまして、その中である一定の業者を網羅するような活動ができる体制があるということで、今回、急々ではございましたので、できる団体として組合に委託をするという形でございます。

今後におきまして、この事業が将来的なものとしてどうなるかわかりませんが、各企業として可能な部分があれば、今後についてはそこは研究していきたいというふうに考えております。

○委員（大田黒 博）よくわかりませんが、一つは水道局、水道工事店のそういう技術力といえますか、そういうものにおいて事業持ったりすることもあるんです。せっかくいいところの事業で、今、局長が言われたそういうものであれば、事務局を通じてでも、こういう委託先が、こういう組合となってるのであれば、その辺を底辺を広げる意味でも、そういうものをしっかりと、底上げのための活用をしていただきたいと思うんですが、どうなのでしょう。

○水道局長（落合正浩）今回の場合には、もう急々でございまして、なかなか対応する期間がなかったという中で、できるところを選んだということでございます。

今、委員が言われますように、今後においても、市内のこういう業者の育成というものは、我々もいつも考えておりますので、業者に負担のない形で新たなこういう取り組みが、今後どういう形でできるかということは常々考えながら、できる範囲は取り組んでいくというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（小田原勇次郎）私は1点だけ。この予算の性格上、新規雇用という部分への補助だというふうに認識をするんですが、2名の方を雇用して人材を育成したと、管工事組合の育成をしたと。その方々は当然に、多分、いずれはどっかの民間に就職していただいて、人材育成した方々は、どっかですか。やっぱりそれを発揮していただかなきゃいけないというための補助事業だと思うんですが、そこあたりの、例えば2名の雇用を13社でおいげくれ、おいげくれという、そういういわゆる争い、そこあたりの調整というのがうまくいけるような方向で、管工事組合さんとは、あつこばっかり育てた人間があつた企業にばつが行ったが

と、おいげには来ずといったような部分がないような調整はいくんですよね。そこあたりの確認だけ。

○水道局長（落合正浩）今回は、各企業においてなかなか新規雇用が難しいというような状況の中で、国のこの制度がありましたので、組合としてとりあえず受け入れていただき、この事業を行うわけですが、今後は二つ方法があると思います。そのまま組合として継続して雇用されるか、もしくはどこか雇用について余裕があるところ、新規雇用を求めているところがありや、そちらのほうに個別に雇用されるという形もあるかと思っています。

いずれにいたしましても、今回、この事業で採用された方々が、何らかの形で継続雇用につながる事が一番の目的でございますので、今後におきましては、今ほど委員が言われましたように、各企業間でのいろんなそういう思惑等があれば、そういうことも踏まえて、この期間中に整理していきたいというふうに考えております。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（小田原勇次郎）はい。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第62号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○下水道課長（徳重勝美）別にございません。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口博文）済いませんが、ことしの5月30日に長浜の地区コミュニティ協議会と議会と語る会があったわけですが、そこで、実はことしの2月に下水道事業を実施していただくということで、要望書を出したんだと。それで、必要な地権者の同意も90%とって出したんだが、

進むことができるのかなということを言われましたので、議会でもそれは協力していかなければいかんというふうに考えてはいますということでも来たんですけれども、その考え方はどうですか。

○下水道課長（徳重勝美）長浜地区のほうから下水道の整備要望が出ておりました。この件につきましては、ことしの4月に市のほうから回答してるんですが、今後、事業化の可能性について検討していきたいということで回答してございます。6月10日の日には、長浜の地区の会長さんとお会いいたしまして、初めてでしたので、御挨拶も兼ねながら、地区の状況等も見てきたところでございます。

以上でございます。

○委員（橋口博文）今、6月の10日、わざわざ現況を見に、あるいは会長とまた協議もされたということですが、長浜の場合は、あその場合は、高速船もあそこから乗るようになってるし、これから市長も観光を伸ばさないかんということですから、森満議員も質問が出たように、トイレの問題は非常に厳しく言われた方もいらっしゃると思いますので。これからこれは伸びていただかなければ、着工に向けて努力をしてもらわないかんというふうに聞いという方だったんですけども。今、そういう調査をしなかったということですから、前向きにこれが進むように頑張りたいと思います。よろしくお願ひしときます。

○委員長（福田俊一郎）ほかに。

○委員（大田黒 博）1点だけ。祁答院に特化しますけども。トイレの集排の加入率が100%ってなってますよね。計算の仕方によっては、100%じゃないんですけど。わかる範囲であと何件ぐらいかわかりませんか、未加入。わからんときは後でいいです。

○下水道課長（徳重勝美）今村主幹のほうに答弁させます。

○主幹（今村淳一）祁答院のほうは、今現在、調査をしておりまして、約60件ほどの未接続がありました。その内訳といたしましては、30戸ほどがもう既に空き家になっております。残りは高齢とか、経済的な理由でちょっとつなげないというふうな記録がありまして、こちらのほうについては、また再度、我々のほうで個別訪問を実施して、確認、あとお願いをしていこうというふう

に考えております。

○委員（大田黒 博）わかりました。

そこで、廃屋を含めて空き家になったりして、次の空き家対策が始まって、購入したりしますよね。そうしたときに、あの地域は集排が前提ですよ。そうしたときに、合併とかそういうのはできないんですよ。その辺を、1点だけ教えてください。

○主幹（今村淳一）既に合併浄化槽ではなくて、農業集落排水事業で受け入れられる施設をもうつくってございますので、合併浄化槽を設置することはできません。

○委員（大田黒 博）100%という数字が出てますけれども、実際はこの施設、あと30家庭の方が未加入ですので、できることならそういうものを目標にしたいんですけども。先月、先々月でしたか、1軒の方がお願いして当局にちょっと御足労いただいて、請願したんですけども、お世話になったんですけども。

やはりそういう下準備といいますか、そういうものがしっかりできていなかったのかなと、我々を含めてですね。そういうものを感じたものですから。我々もその中に入って、この加入に対して説明しかりしていかなきゃならない中に、やはり十分な、我々も把握しとかないかんと思ったもんですから。先ほどの工事店のそういうものを含めて、少し気になる場所でした。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（持原秀行）市街地ですね。このあたりの中で、昔から、もう何十年と建ってるビルをお持ちの方、オーナーさんとか。結構まだ接続されてない方が多いように聞いているんですが、それらの対応については、常時努力されてると思うんですけども、その状況はどんなもんですか。こういう3号線を挟んだ両脇の市街地についての接続に関して、そういうまだ接続をされてないという方も、私も知ってるんですが、そういうところに対しての進め方とか、どんなふうにされてるんですか。

○下水道課長（徳重勝美）平成25年度に、下水道課として、今後の下水道の接続の向上を図っていかないとけないということで、ある程度の目標を定めまして、ある程度グループで戸別訪問したりとか、あと啓発に、広報誌等の啓発をした

りとか、そういう方向の基本的な方針を定めましたので。それに基づいてできるだけ接続していただけのような形で、私も職員が一丸となって、普及に取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

○委員（持原秀行）私も職員時代、いろんな方から相談を受けて、ある程度金銭的なとか、あるいはそういう経済的状況の中で、気持ちはあるんだけどできないっていう方がほとんどなんですよ。ですから、やはりそういうところも踏まえて、よう気配りをした、やっぱりお願いの仕方っていうものが、慎重に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎）意見でございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で下水道課を終わります。御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、建設部に入ります。それでは、建設政策課の審査を行います。

ここで、職員の紹介をお願いいたします。

○建設政策課長（須田徳二）本年4月1日付の異動によりまして、下水道課から建設政策課長のほうに参りました須田です。下水道課時代も大変お世話になりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

○課長代理（南 忠幸）4月1日付の異動によりまして、新エネルギー対策課のほうから建設政策課のほうに参りました南です。よろしくお願いいたします。

△所管事務調査。

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、建設政策課の所管事務のうち、川内川河川事務所が実施します平成26年度工事箇所と、鹿児島国道事務所が実施いたします南九州西回り自動車道の事業

進捗について御報告いたします。

別冊となっております委員会資料、建設部の1ページをお願いいたします。

ちょっと白黒で見にくいですがけれども、平成26年度に川内川の本市区域で実施されます工事箇所の位置図になります。

まず、1の大小路地区築堤・道路築造工事がありますが、これにつきましては、川内市街部改修事業、大小路地区の引堤事業と都市計画道路中郷五代線の整備に係るもので、今年度は天大橋上流部の旧堤防撤去と、天大橋下流約250メートルの築堤及び市道付替工事が予定されているところであります。

この引堤事業につきましては、将来の河川空間整備に地域住民の声を反映する目的で、現在、可愛校区を中心に検討会を発足する予定となっております。

次に、2の宮内地区築堤護岸工事ですが、これは、大小路の了忍寺から開戸橋下流約100メートルまでの、約400メートルの浸透対策護岸工事であります。

この工事につきましても、設計段階で地元説明会を2回開催し、地域住民の声を反映した階段式の護岸構が採用されております。

次に、3の大明神地区築堤護岸工事ですが、これは、平佐町の九州新幹線橋梁から上流約320メートルの、同じく浸透対策護岸工事で、主な工事につきましては、河川側の上部のり面のブロック張工と堤防天端の舗装工事になります。

この2件の浸透対策護岸工事につきましては、平成24年7月の九州北部豪雨災害を受け、国土交通省が全国的に緊急点検を実施した結果によるものであります。

次に、4の斧淵地区護岸補強工事ですが、これにつきましては、東郷町の東郷橋上流側約220メートルと、下流側約210メートルの護岸補強工事で、主な工事は、堤防のり面の張りコンクリート工と、既設ブロック内の空洞部の充填工事であります。

この工事につきましては、ことしの1月の東郷地域の議会との意見交換会でも出された箇所になります。

次に、5の小倉地区掘削ほか工事は、市街部の水位低減を図るため、小倉町の西回り自動車道、

川内川大橋下流の約1万立米の河道掘削を行うものであります。

次に、6の高江地区根固設置工事は、5の小倉地区の対岸約280メートルであります。

あと7の久見崎地区根固設置工事は、久見崎町河口大橋下流約270メートルで、両工事とも護岸の浸食を防ぐための根固ブロック設置工事であります。

以上が、26年度に川内川の治水対策として実施される工事箇所になります。市としましても、これらの工事がスムーズに実施されますよう、必要に応じて地元調整等を行っていくこととしております。

次に、南九州西回り自動車道の進捗状況について御説明いたしますので、同じく委員会資料の2ページをお開きください。

南九州西回り自動車道の進捗状況を示した地図であります。さきの3月議会においても御報告いたしました、薩摩川内高江インターチェンジから薩摩川内都インターチェンジ間6.7キロメートルにおきましては、予定どおり本年度末供用開始の見込みとなっております。

これにより、川内限之城道路の薩摩川内水引インターチェンジから薩摩川内都インターチェンジ間の10.2キロメートルの全区間が供用開始となります。

この供用開始に合わせまして、来年3月下旬に市政施行10周年記念事業としまして、開通イベントを計画してるところであります。

次に、地図の中ほどになりますが、懸案となっております仮称西目インターチェンジから薩摩川内水引インターチェンジ間の約18キロメートルにつきましては、現在、都市計画決定及び環境影響評価の進められております。

環境影響評価書につきましては、去る5月1日に、環境大臣から国土交通大臣に意見が出され、また、6月2日は環境大臣の意見を勘案した国土交通大臣の意見が出されており、7月8日開催予定の県都市計画審議会を経て、評価書の報告、縦覧並びに都市計画決定の告示がなされることとなっております。

その後、国においては、本区間と、まだ事業化されていない阿久根インターチェンジから西目インターチェンジまでの約4キロメートルを合わせ

た約22キロメートルの新規事業採択時評価を行い、平成27年度の新規事業化を目指していくこととしております。

しかしながら、国の方針がインフラの長寿寿命計画、維持管理になりますが、これに国のほうではかじが切られており、新規路線の採択がかなり厳しい状況となっているようであります。

市としましては、このような状況を踏まえ、より一層情報収集に努めるとともに、南九州西回り自動車道建設促進協議会や、同期会等、関係機関・団体と一体となって、阿久根市、薩摩川内市間の早期事業化に向け、強力な要望活動を行っていくこととしております。

なお、資料にもありますとおり、出水阿久根道路の出水インターチェンジから阿久根インターチェンジ間につきましては、阿久根市側から出水市側へ、平成26年度から平成29年度まで、順次供用開始される予定となっております。

また、芦北出水道路に関しましては、芦北インターチェンジから津奈木インターチェンジ間が平成27年度、津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジ間が平成30年度に供用開始する予定となっております。

以上で報告を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたけれども、まず、この委員会資料の川内川と西回り自動車についての御質疑をお願いします。

○委員（橋口博文） 川内川の工事のことですけれども、この小倉地区の掘削はどの辺ですか。

○建設部長（泊 正人） 先ほど課長からありました西回り自動車道の橋梁がかかっておりますが、あの下流200メートルぐらいの、小倉川に公園が、芝の公園がございます、グラウンドゴルフ。あの川の中に、1回岩礁を、岩を掘削してるんですけれども、その量がまだ足らんかったと、残ってるちゅうことで、あの上から見ると、干潮のときなんか黒く見える部分があるんですが、その岩を掘削して1万立米ぐらい取るということで、それを取らないと、そこに当たった分が高江側の堤防に水が流れていくちゅうことで、その解消をするということでした。

○委員（橋口博文） 場所はわかりましたけれども、実は西回りの高速道路を建設中に、小倉川が

大雨が降ったりして、土砂が流れてきたりして、あそこがなかなか濁って、もうこういうことはなかなかゆうて、苦情が出ておって、あれを掘削してくれちゆうて、上げてもらえんかなと、クリーンセンターのちょっと手前でな。そういう意見も出とったもんやから、あそこもできることならやりやええかもわからんと思うたりして、そういうこともあったですから。でくればそういうのもやっていただければ、小倉地区の考えもまた変わってくるのではないかと考えております。

○建設部長（泊 正人） 今後の御質問の分は、西回り自動車道の工事中に掘削した土砂が小倉川に、県河川のほうに流れて堆積してて、あそこは井堰をして、それを田んぼのかんがい用水に使うちゆうことで、その西回りの工事の土砂だけじゃないんですけれども、河川が堆積をして、要はためられる水の量が減ってると。その分、何十センチか川を下げて、まだたくさん水がたまるようにしてくれんかっていう要望がありましたけれども。国、県、一緒に現場を見たんですけど、河川の治水は今のところ問題ないちゆうことで、なかなか費用もかかるちゆうことで、いい話、返事はもらっていませんが、今も何とかしてくださいと、地元の声は伝えてございます。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） では、この資料について、2件は終わります。

ほかに御質疑はございませんか、所管事務調査で。

○委員（上野一誠） 今後の委員会運営の取り扱いについても関連するんですけど、実は今回、森満議員もいろいろと、県道43号線の七曲といいますか、ああいう地域の声を上げたんですが。今、御承知のとおり、再稼働に向けた原発の避難の一つの計画について、いろんな異議、御意見があるんですけども、その中で、やはりいざ避難をやるとすれば、やっぱり道路事情というのが、それに対応できないところがいっぱいあるではないかと、そういう御意見が多々あります。

その中で、これは県の一つの事業とはいえ、今後、やはり避難計画を一つの、その避難道路になっている、そういう箇所について、市として、な

るほどこういうところは県にしっかり物を言わないかと。避難道路として不適切な状況というような視点に立って、県に御要望とか、そういうようなことを当局がされた経緯がありますか。

○建設部長（泊 正人） 東日本の大震災後、原発がとまりまして、再稼働に向けてのいろんな議論がなされてる中で、県とか国においては、要望はするんですけども、そういう要望の頭に避難道路ってというのは、ちょっとってことはございますけれども、中身としては十分わかっているしやいます。そういう、文書とか公的なところでは使いませんが、お互いの担当レベルみたいなところでは、どうしても、その避難道路のほうでというふうなことは言ってきております。

そんな中で、川内祁答院線、川内加治木線、あるいは川内郡山線、川内加治木と川内郡山については、今回から宮崎バイパスにも入っていただけるというようなこと。それから先日の森満議員の話の中で、倉浦地区の七曲については、高江のほうが終わってからというような答弁をしましたけれど、最後、森満議員の話の中で、抜本的なことができんのであれば、七曲ぐらいの3カ所ぐらいのカーブカットぐらいはぜひ要望してもらいたいということがありましたので、それについては、もう早急に振興局のほうには、こういう質問がありましたと、こういう要望もありましたということとでしてあります。

私どもとしては、一番、今こういうタイムリーな時期ですので、今、上野議員おっしゃったようなことにつきましては、企画政策部も含めてそういう思いは伝えてありますし、今後もまた、なお一層強く要望していきたいというふうに思っております。

ただ、ここ数年の県道の事業費ベースを見ますと、かなりこの川薩地区のほうにはふえてきているというふうにも、思っているのも実感でございます。

○委員（上野一誠） やはり県も財政があるので、計画、年次的な計画は持つてと思うんですけども、基本的にはおっしゃるとおり、避難計画に伴う道路整備というのは、当然、頭でできない部分ですので、あるいは原特委の委員会が、その道路整備についてということは、議論はできません。

したがって、薩摩川内全体、議会全体としては、

私は今言った、その箇所がやっぱり委員会としても、委員会の主体性なるんですが、しっかりとやっぱりそういうところにも視点を置いて、委員会、議会としても、避難計画は計画で、やっぱりこういう一つの関連する整備として、当然、委員会としてもしっかりと道路事情を把握しながら、そして必要性をしっかりと訴えていくと。議会で議論することが、今、大事だというふうに思っています。

これまでもあるあるものの、ただ、そういう意味では、やっぱりもう一回委員長にも、また一応、御意見、御要望なんですが、やっぱり委員会もしっかりとそういうところを、現地もしっかりと見ながら、そして市議会全体として、その避難計画につながっていく動きをする必要がやっぱりあるんじゃないかというふうに思うんです。

したがって、薩摩川内全体、今、部長が言ったその計画路線も含めて、やっぱり議会でもチェックをしながら、しっかりと県当局に御要望していくということが大事だなというふうに思うので。できたら正副委員長の中でも、一応、部長部局、あるいは企画も含めて、そういう現地を含めた、今、どういうところが課題だというのを、日程も組んでいただいて、閉会中でもいいんですけども。そういう段取りをお願いしたいもんだなというふうに思っています。

○建設部長（泊 正人） 薩摩川内市の議会、建設水道委員会でこういう意見が出たということは、もうすぐにお伝えはしますし、また、何らかの文書で、できるのかどうか、委員長名でそういうお願いをして、勉強会をするのか、現地調査をするのか、そういう働きかけをしてみたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 上野委員、よろしいですか。

○委員（上野一誠） よろしいです。

○委員長（福田俊一郎） それじゃ、建設部長、その辺の手配のほう、よろしく願いをいたします。

また、委員会等でも、上野委員のほうからこういうテーマが出てきましたので、また事務局とも合わせながら、これについては、どういうふうにうちの委員会のほうで検討していくか、協議していくかについて、また改めて話し合いもしたいなというふうに思ってますので、御了承いただきました。

いというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

○委員（持原秀行） 今、上野委員ののにちょっと関連して、一般質問でも私がちょっと申し上げたんですが、やはりその避難計画、避難経路、ここに対して、避難をして、屋内退避をされている、そこに対してバスとか、そういう避難をするためのバス入らない。これ、やっぱり主管課とのいろんな関係、関連部署との連携が、本当にとれてないと私は思います。片や防災安全課のほうはそういう状況も考えずに、そこに避難してくださいと言いながら、片や道路関係のところとか行かない、入っていかないというところが、バスも入っていないようなところを、そこまで、バスが入るところまで歩いてきていただくとか、もう全くとってナンセンスなことですよ。ですから、やはりそういうところとの関連もしっかりとやりながら、改良するべきところはしっかりとやっていくというスタンスがないと、市民は安心して住むことができないと私は思います。

そういう意味では、この自分の課はこれしかないというような考え方じゃなくて、もうちょっと横断的な、課内の、本庁の中でも、そういう体制、話し合う体制、これをやっぱり早急につくっていただかないと。言うたら、この委員会で言ったら終わり、あとは原特委とか。そこんところで終わりということじゃ住民は安心して生活できないと思います。

そういう意味ではしっかりと、横断的な対応をとれるような体制も、また考えてください。お願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ちょっと協議会に移させていただきます。

～～～～～～～～

午前10時54分休憩

～～～～～～～～

午前10時55分開議

～～～～～～～～

○委員長（福田俊一郎） 本会議に戻します。

○委員（大田黒 博） 1点だけ、今の災害時においての件が出ておりましたので、一つだけ要望です。

前回、鹿島地区で意見交換会がありましたときに、鹿島地区の方々から、避難時に、災害時に避

難道路がないということでしたので、また８月ですか、市長懇話会で出るかと思えますけれども、この委員会で一応、私のほうから要望として出させていただきますのでよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

△建設整備課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設整備課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）ございません。

○委員長（福田俊一郎）それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

△建設維持課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設維持課の審査に入ります。

△議案第５９号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第５９号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗）前の図面で説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）お願いいたします。

〔永田課長が前方の図面に移動〕

○建設維持課長（永田一朗）それでは、議案

５９号について、市道路線の廃止及び認定について御説明をさせていただきます。

議案つづりの５９の１ページをお開きしていただいて、また、前のこちらのほうも図面を見ていただいて、説明させていただきたいと思います。

提案理由につきましては、本会議初日に部長が御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

議案第５９号市道路線の廃止及び認定について、これにつきましては、川内駅土地区画整理事業の区域、前の部分でこの網かけの部分です。ここの黄色で囲ってございます。これが区域になってございます。

今回、この４路線を廃止しまして、新しく１８路線を認定するものでございます。

まず、廃止する路線について、説明をさせていただきます。

ここの図面で、一応こちらの平佐大明神線、こちらのほう。それとこちらのほうに春田川１号線、２号線、それと平佐百田町１号線という部分の中で、区域にまたがって路線がございまして。これをまずは廃止するというのが一つでございます。

続きまして、新たに認定する路線について、御説明申し上げます。

次のページに認定位置図ということで、赤で表示してございます。それも見ていただきながら、この前のほうで説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、御説明しました廃止した路線で事業区域外に市道として残っている路線が４路線ございます。先ほど、説明しましたこの４路線がございまして、この区域外に残る部分がございますので、これを一応、また新たに同じ名前で認定をさせていただきたいというのが四つでございます。それが一つです。

それとあと、事業において新たに道路がつくられた部分でございます。それについて、まず凡例の中にちょっと記載してございますが、９の１２６。駅がございまして、駅前広場がありまして、この広い道路がございまして。平成通線という名前でございまして、都市計画道路名。これについて都市計画道路名と同じ路線名ということで、市道を認定させていただきたいというのが一つです。

それとあと、9の126。これにつきましては、ここにありますが平成通線のこちら側になりますけど、この区画整理事業区域外に、前はこちらのほうに里道ということで、区域外に2メートルぐらいの道路があったんですけど、それを4メートルぐらいの幅員に一応、事業で整備をしているところがあります。これについては、この隣接するところが平佐百田町2号線という名前がついてございます。これにつきましては、その3号線ということで名前をつけさせてもらって、新設、新たに認定をさせていただきたいということでございます。

それとあと、9の128から139までの路線、この中に新たに整備した路線。こういう部分だったりとか、こういう部分でございますけど、この部分につきましては、今度、区画整理の完成後に住居表示が、いままで平佐町だったんですが、これが平佐1丁目になりましたものですから、番号の前に平佐1丁目をつけさせていただいて、番号については、おおむねこちらの南のほうから位置する路線から若い番号をつけて、路線名としたというところでございます。

延長と幅員については、凡例について記載してございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま、当局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎） 1件だけ、確認でした。例えば、路線の番号でいけば9の128、9の129。例えば、平佐1丁目の1号線、2号線と、これは延長線上でいけば、つながっている路線に見えるんですが、路線を分けなきゃいけないというのは、いろんな規格、いろんな幅とか規格が違えば、市道路線を区切らなきゃいけないという部分で理解すればよろしいですね。

○建設維持課長（永田一朗） そのとおりでございます。幅員の構成が、一応変わってきているところがありましたもんですから、それについては分けて番号をつけさせていただいていると、そういうことでございます。ありがとうございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんで

しょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止してありました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗） それでは、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について、御説明を申し上げます。まず、歳出から御説明いたします。

予算に関する説明書の24ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費でございます。補正額が2,400万円で、補正後の合計が1億2,117万円となっております。

これは、右側の説明欄に記載してございます。急傾斜地崩壊対策事業に伴い、工事請負費2,400万円でございます。これは、県単急傾斜地崩壊対策事業として、県より3カ所分の追加の補助金を受けたものでございます。

内訳としましては、昨年度から継続の場所でございます。川内地域の山之口地区及び平佐町の喜入2地区、新しい場所としまして湯田町の廃校になりました湯田小学校近くになります牛峯地区の3カ所、その急傾斜地崩壊対策の工事に係る経費でございます。

続きまして、同じく24ページをお開きください。

8款3項2目河川改良費でございます。補正額5,400万円で、補正後の合計が6,200万円となっております。これは、右側の説明欄に記載のとおり、特定離島排水路整備事業に伴う工事請負費5,400万円であります。

内訳としましては、甌の里地区の排水対策のため、側溝水路を整備する経費でございます。この事業につきましては、平成22年から平成29年度にかけまして、全体事業費が約2億4,200万円。ことしの平成26年度の補正の分につきましては、延長で576メートルを行う予定でございます。平成25年度までの事業費ベースで、進捗率が約30%でございます。平成26年度、これが終わりますと、事業進捗率が約55%の進捗率となる予定でございます。

詳細については、予算概要の7ページにも記載されておりますので御参照ください。

続きまして、歳入について御説明いたしますので10ページをお開きください。10ページの下になります。

16款2項6目土木費補助金の2節河川費補助金になりますが、補正額5,520万円で、補正後の合計が7,068万9,000円となっております。これは、右側説明欄に記載してありますが、先ほど歳出で御説明させていただきました県からの急傾斜地崩壊対策事業補助金1,200万円、これが補助率が50%でございます。特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の4,320万円、この補助率は80%でございますが、合計の5,520万円でございます。

以上で、建設維持課に係る平成26年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） これより質疑に入ります。

御質疑願います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎） 3月議会の建設水道委員会のときに、6月に説明する旨、お話ししていました薩摩川内市橋梁長寿命化修繕計画について、御説明を申し上げたいと思います。

資料をお配りしたいと思います。

〔資料配付〕

○建設維持課長（永田一郎） それでは、長寿命化修繕計画の策定を平成25年度行ったんですけど、その中身について、このA3の資料で説明をさせていただきたいと思います。

まず、背景及び目的でございます。

薩摩川内市が管理する橋梁が、平成24年度末で802橋ございます。これらの橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが大半でございます。今後、高齢化が進むにつれ、維持管理が増加するとともに同時期にこれらの費用が集中することが予想されます。本市にとっても多大な財政負担となることが懸念されるところでございます。

これまで、橋梁の維持管理につきましては、長期的な計画がございませんでした。実際に損傷が大きくなってから、修繕やかけかえを行うという事後保全型の修繕ということを行ってきたところでございます。

そこで、建設から維持管理に至る橋のライフサイクルを考慮した予防保全型な修繕に移行させるということで、策定をすることにしております。

この橋梁長寿命化修繕計画の策定の目途としましては、費用の軽減が一つ、それと予算の平準化を行うものでございます。それによって、長期的視点で橋梁を維持管理することにより、ライフサイクルコストの縮減が図られるということでござ

います。

下のほうに架設の年別の橋梁数の分布というのが棒グラフで示してございます。1972年までに一応右上がりになって、橋梁数が増大している状況が見受けられます。それと、右のほうに、建設後の50年以上の橋梁が、まず2013年、これ、平成25年になりますが、249橋、全体の31%に当たると。それと、今後また20年後になりますと、2033年になりますが、50年以上の橋梁が580橋、全体の橋梁の72%にふえる見込みという形のものが示されてございます。

次に、橋梁長寿命化の策定の概要と取り組み方針について記載してございますが、基本方針、先ほど説明しました事後保全型修繕から予防保全型の修繕に移行することを基本方針としてございます。

右に橋梁長寿命化修繕計画の流れを示してございます。まず、点検、定期点検を5年ごとに実施をします。その実施をした中で、健全度評価を行うという形でございます。橋の損傷の状況と経過年から、橋梁の劣化の予測を行いまして、どの時期に修繕を行うかということを橋梁ごとに検討を行っております。橋梁ごとに計画した修繕時期に基づきまして、各年度の修繕費用を算出し、対策橋梁の優先順位及び予算の平準化も考慮し、修繕計画を策定したところでございます。その後、計画に沿って修繕を行っていくこととしてございます。10年ごとに、この計画については繰り返し見直しを行っていくという形の流れでございます。

右のほうに、長寿命化修繕計画の効果について、グラフで示してございます。これまでの事後保全型の修繕、基本的に50年たったら橋梁をかけかえていきますよという場合について予算を、維持管理費のお金を出した分。それと予防保全型、前もって修繕を行っていったらどうですよという形の分をこの棒グラフのほうに示してございますが、今後その50年間の事業費で比較しますと、事後保全型の修繕が約353億、一番最後の右の上のほうに記載してございますが、353億。予防保全型の部分については、この紫について、紫の棒グラフでしてございます183億円となりまして、この差額約170億円の費用が削減されるという形のものが統計として出てございます。

この橋梁長寿命化の修繕に基づいて定期点検行

って、全橋梁についての健全度評価をしました。これについて、ちょっとこの図面には、資料には載ってないんですけど、その部分をちょっと説明させていただきたいと思います。

損傷の等級、その健全度の評価を5等級に分けて評価してございます。損傷が特に認められないのが208、損傷が小さいというのが2、あと損傷があるというのが297で、損傷が大きいというのが5、5橋です。それとあと、損傷が非常に大きいというのが277。今申し上げました損傷が大きい5と、損傷が非常に大きい277、これを合計しますと802橋のうち282橋。この占める割合が35.1%でございます。損傷があるというのが297でございました。これは37%です。

今後、優先順位も考えながら、この損傷が非常に大きい、今、277プラス損傷が大きい5という部分を優先に、この補修を、橋梁の補修を行うこととしてございます。

ちなみにことしの予算でございますが、ことしの予算につきましては、委託料としまして2,000万円いただいております。今考えている部分については、その一番ひどい部分の中から11橋の天大橋、開戸橋ほか9橋ありますが、全部で11橋の委託設計について、一応予算をいただいてその作業を考えてございます。8月をめどに設計を発注したいと考えてございます。

この事業につきましては、社会資本整備総合交付金、補助率が55%になりますが、この事業を使って一応事業を行ってるという形で考えてございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま橋梁長寿命化修繕計画についての報告がありましたけれども、これ以外も含めての所管事務の御質疑があれば、お出しいただきたいと思います。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）普通建設事業費の中に、この施設の維持管理費等々が含まれると、ほんで、30%の事業費の削減、これが財政プログラムですけども、そうしたときに、今後、節制、そのことがどういう割合を持つか、それによって通常の道路整備とか、そういうものに影響があるというのが実態だと思います、計画の中で。

そうしたときに、この橋梁整備については、事後保全型、予防保全型からこういうふうに計算すると170億円縮減がされますよと。これを、年次的に整備をしていくということですが、事業の平準化、経費の削減という意味では、より効果性のある長寿命化の計画を立てるということですけど、やはり危ない橋梁はしっかりと対応しなきゃいかん。当然、282ですか、これについては年次的に計画をしていかないかんというふうに思うんですが、あとのやっぱり維持費の問題で、道路整備とか、これによってこのことがどういう影響額があるのかと。予算の計上上、これを入れていくことによって、どういう影響があるのかというのを少し、基本的な考え方を教えてください。

○建設部長（泊 正人） ただいまの橋梁長寿命化について説明をさせていただきまして、上野委員のほうから今後の普通建設事業費の中の一般的な道路整備と、こういう施設の維持管理ということで、どうなっていくかっていうことなんですけれども、橋梁のほかに公園の長寿命化、あと排水施設、ポンプ施設、それから港湾もありますし、住宅もあるということで、非常に、今後、これらについては経費がかかってくる。ただ、この長寿命化計画に乗せるということで、先ほど永田課長のほうからありましたとおり、どの施設についても国庫補助が受けられるというのはございます。

ただ、これも全額じゃありませんで、残り45については、単費だったり、起債だったり、いろんなものを使っていかないといけないと思います。そういう中では、どうしてもこれまでやってきた一般的な維持費、年間3億ぐらいいただいているもの、あとは建設整備課の一般道路整備事業にかのほうを、ここ何年かは幾らかずつは縮減をして、こっちの社会資本、橋梁だったり、こういうものの整備に充てていかないといけないので、また財政あたりと十分詰めた形でのやり方になっていく。ですから、一般的な側溝整備だったりとか、舗装の改修だったりちゅうのが、若干といえますか、どの程度になるのかわかりませんが、落とさざるを得ない形で動いていくというふうに想定しております。

○委員（上野一誠） 今、公園の長寿命化も言われたんですけど、やっぱり動向として、これからいろんな普通建設事業にかかわっていく一つの流

れとして、住宅の問題ももちろんあるんですけども、財政の見通しというか、事業の見通しというか、今市が抱えるそういう一つの動向という、財政プログラムというふうに頭出ししかしてないので、その中身というのはなかなか見えづらいですね。

ほんで今回、橋梁のこれを出された。今度は、建設部が総体的に抱える事業の割合、この一つの施設の一般のそういう事業費の割合を含めると、何か集約した形で、大体こういうふうな流れをしていきたいと、事業を取り組んでいきたいというものが出せるんですか、出せませんか。

○建設部長（泊 正人） 維持課のほうで、他課の分までちょっと表にさせていただきますので、ちょっと説明をお願いします。

○建設維持課長（永田一郎） 先ほど部長が説明さしていただいた建設部の中の長寿命化に係る予算を一応整理しております。公園の長寿命化、それと橋梁、それと内水対策、それと港湾、公営の住宅ということで、実績として平成26年度の予算としましては、合計で2億6,250万9,000円という形で実績はされてございますが、計画としましては、それぞれが計画持ってるんですけど、計画の事業費としては、8億5,000万ほど計画としては、合計とはなっている。

実績というのが、当初予算のそれぞれの課の予算でございます。計画の部分が8億5,000万と、計画の中での予算という話でございます。

今のところは、そういう形で整理をしてございますけど、計画の中で、今後合計する金額が、先ほど部長も説明しましたが、それが多額な金額になりますから、その今後、どういう形で予算をつけていくかっていう部分については、財政課のほうとまた協議しないといけないかなと考えてございます。

○建設部長（泊 正人） 今ありましたとおり、平成26年度分だけでも8億ぐらいの費用が必要という試算をしている中で、2億何がしの予算をいただいているということですから、さっきの長寿命化にいたしましても、30年とか40年とかしてありますが、先送りになる事態はもう発生していただろうと思います。そうになっていきますと、先ほど上野委員言われたように、危ないもの、最も危ないものから優先していかざるを得ないという

今の財政状況では、いたし方ないところなのかなという、残念ながらそういうところであります。

○委員（上野一誠）いろいろ地域に帰っても、一つの事業がどういう形で動いていくのかというのが、やっぱりたまに質問受けたりするんです。だから、私的には所管として、建設部が抱える一つにおっしゃった、課長が言われた一つのそういう予算措置をしなきゃいけない事業というものが、方向性としてしっかり見える形のものがあればいいんですけど、ただ傾向は持ってても、財政が年度年度で、今言われるように8億5,000万も必要なのに2億5,000万しかつけないかなよと。そうすると、結果的には幾らでも事業は延びていくという一つの経過だと思うんだけど、資料的にはそういう計画的なものは出せますか。

○建設部長（泊 正人）3月議会のときに内水対策のほうで説明をさせていただきました。今回、これを説明させていただきましたので、これらをほかの課のとまとめて、今後早い時期にビジョンといいますか、シミュレーションといいますか、そういう資料はつくって、また御報告をさせていただきたい。もちろん財政の指導を仰ぎながら、そういうふうにしていきたいと思います。

○委員（上野一誠）委員会としてそのことの要望をお願いしときたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）部長のほうから、今、答弁がありましたので、そのような形で、次の、どういう形なのでしょう、次の委員会までということで整理させてもらっていいんですか。

○建設部長（泊 正人）早い時期にできるように努力をしてみます。

○委員長（福田俊一郎）わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

△都市計画課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、都市計画課の審査を行います。

ここで職員の紹介をお願いいたします。

○都市計画課長（山村昭一郎）グループ長以上

での異動者は私のみでしたので、自己紹介をさせていただきます。4月から九州地方整備局より出向として参りました、都市計画課長を拝命いたしました山村といいます。この3月までは、九州地方整備局の河川部の河川計画課に所属しておりました。この薩摩川内市の発展ために、少しでも役に立てるように頑張ったいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎）よろしくお願いいたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）所管事務調査につきまして、2件報告させていただきます。

まず、中郷五代線の増強につきまして、前回の3月議会所管事務調査報告をさせていただいておりますので、その後進捗した部分を中心に説明させていただきますと思います。

用地の取得状況でございますけれども、平成26年5月末現在で、所得面積ベースで約70%と順調に進んでおりまして、今年度末を目標に太平橋までの用地取得を終える計画でございます。

道路築堤工事につきましては、河川改修事業とあわせて実施することになりますけれども、今年度から一部区間におきまして着手していく予定となっております。

都市計画道路の工事につきましては、河川改修とあわせて川内川河川事務所のほうで実施していくこととなりますので、市は負担金を支払う形となります。現在、工事施工の委託審査を行っているところでございまして、今後、九州地方整備局からの回答をもって、工事の基本協定及び年度協定の締結を図るための事務手続を進めているところでございます。

次に、最近の動きでございますけれども、これは、図面を用いて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）はい、どうぞ。

〔山村課長が前方の図面に移動〕

○都市計画課長（山村昭一郎）中郷五代線と3号線が交わる場所における供用交通起点につき

まして、供用後に戸惑いが生じないように、地域住民の方々に事前に説明を行いなさいというようなことで、警察のほうから御指導があっておりまして。ということで、工事の実施も先になるんですけれども、5月の19日、20日、2日間にかけて、約39名の参加者のもとで説明会を開催したところでございます。

説明の内容としましては、警察より交通安全のための指導があっておりましたので、大きくは、ここが太平橋になります。中郷五代線はこうすりつく感じでございます。大きくはこの太平橋のたもとに側道がございますけれども、この側道については危険なために撤去しなさいというふうな御指導。それから、ここに新しく信号ができます。今、既存で大小路18号線のマルゼン商事さんがございますところの信号がございまして、そのすぐ北側に警察署通りの信号がございます。この信号が三つ連続するというふうなところで、この18号交差点の信号につきましては撤去しなさい、新しくつくるのであれば撤去しなさいというふうなところで御指導があっておりました。ここについて、住民の方々に御説明を申し上げたというふうなところでございます。

住民の方々からの出された主な意見としましては、この信号を撤去することによりまして、中の市道のほうで危険が生じるのではないかというふうな御意見。それから、信号を撤去することによって3号線からの右折ができなくなる、それから、この市道からの右折ができなくなるというふうなところで不便になるというふうなところ。それから、住民の方々にとってもよかったと言える交通規制にしてほしいというふうなところ。それから、ここが撤去されることによってまち自体がさびれるのではないかというふうな御意見を賜ったところでございます。

これを受けまして、市としまして、住民の方々の強い気持ちをもって、この交差点の存続につきまして、現在、警察と協議を進めているところでございます。

今後も説明会等を実施しまして、御意見を伺いながら、この中郷五代線の事業につきましても進めていきたいと考えているところでございます。

簡単ではありますが、中郷五代線に関する報告は以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）ありがとうございました。

引き続きどうぞ。

○都市計画課長（山村昭一郎）2点目でございます。一般国道3号線御陵下地区景観整備事業の進捗状況でございます。

この事業につきましては、昨年度より予算化されておりまして、国土交通省の鹿児島国道事務所が行う電線共同溝事業とあわせて実施しているところでございます。

当初予定では、平成25年からバス停の上屋、ベンチ、案内板などを設置する予定でございましたけれども、九州地方整備局景観委員会において、鹿児島国道事務所の景観決定プロセスについて指摘を受けたことから、再調整が必要になったことなどの関係によって、工事がおくれたことに伴い、当市としての工事も着手できずに、平成25年度分の工事請負費は、明許繰越となったところでございます。

なお、平成26年3月の九州地方整備局景観委員会で、整備方針が了承されたというふうなところから、平成26年5月に関係機関による調整会議が実施され、また、昨日においては、国の方針に関する地元説明会が開催されたところでございます。

参加された方々からは、主に夜間工事の際の騒音、振動に対する意見が多く、国及び受注者からも極力昼間の作業に努めて、警察からの指導により、夜間工事となる箇所については、施工前に各家に事前に連絡するとともに、工事についても極力騒音、振動がないように注意を払うという旨の回答がなされたところでございます。

また、工事中に苦情や要望がある場合は、国道事務所の阿久根維持出張所、もしくは受注者にいつでも連絡いただきたいとの話もありました。

今回の一連の工事につきましては、国道事務所以外にも、ガス、水道、電線管理者等の工事がふくそうすることになることから、今後ともその関係機関、地元とその調整を図りながら事業を実施していくことになります。

事業の完了につきましては、本年度内での完了を目標に事業を実施することといたしておりまして、工事に際しましては、当然のことながら通行者の安全対策に十分を図りながら実施していき

いと考えております。

以上、所管事務報告については以上でございます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま都市計画課長のほうから2点ほど説明がありましたが、これ以外の所管事務も含めて御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎） それでは、私のほうから1点だけ。都市計画道路の中郷五代線につきましても、国道の無電柱化も全て私は説明会のほうに出させていただきます、1点だけ。

先ほど課長が御説明をされました都市計画道路中郷五代線の3号線との接続における信号機の設置の部分につきまして、今、課長が御説明されたとおりの地元の意見でありました。

特に森園病院さんへの入り口、マルゼンさんのあの交差点、公安の指導は撤去というような御指導があるというのも十分に存じ上げておりますが、非常にやっぱり地域住民のまちの存続にかかわる案件であるというのが、非常に地域住民の強い御要望でありました。公安への直談判もやむなしというような覚悟も持った地域住民の御意向でありますので、ぜひともまずは存続して、その後、もし問題があるようであれば、鋭意解決に向けてということで、ぜひとも存続に向けた行政のまた後押しを地域住民と一緒に取り組んでいただきますように、要望をさせていただきたいと思えます。ぜひともよろしくお願いをいたします。

○委員長（福田俊一郎） 要望、御意見でありました。

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で都市計画課を終わります。御苦労さんでした。

△区画整理課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、区画整理課の審査に入ります。

それでは、まず、職員の紹介をお願いいたします。

○区画整理課長（川畑 稔） 区画整理課であります。よろしくお願いします。

まず初めに、機構改革によりまして、平成26年度より天辰区画整理推進室が廃止され区画整理課となりました。今後、天辰第1区土地区画整理事業、川内駅周辺土地区画整理事業の清算事務等を含め、区画整理課で事業を進めてまいりますのでよろしくお願いします。

それでは、4月1日付の人事異動で職員の異動がありましたので、報告いたします。まず、中島課長代理を紹介します。前任者の湯田代理が農業委員会へ異動となり、後任として都市計画課より区画整理課の課長代理として着任しております。

○課長代理（中島弘喜） 中島です。よろしくお願いいたします。

○区画整理課長（川畑 稔） 次に、松野主幹でございます。

○主幹（松野信作） 松野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○区画整理課長（川畑 稔） 入来支所産業建設課より区画整理課の主幹として着任しております。

以上で職員の紹介を終わります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、所管事務について御説明いたします。

まず初めに、平成25年度の繰越明許費の執行状況と現在の進捗状況について御説明申し上げます。

天辰第一地区土地区画整理事業の平成26年度6月25日現在の繰越予算の状況でございますが、繰越額1億3,645万円に対しまして8,090万円を執行しております。執行率は59.3%となっております。

繰越予算につきましては、現在、建物移転先の造成工事や、立山川の河川改修工事など、早期完成に向け、関係者と協議を進め、工事を行っているところでございます。

平成26年度の予算につきましては、現在、工事発注の準備中であります。建物移転につきましては、残り2戸の建物移転補償のうち、1戸は既に契約済みでございまして、現在、移転先の造成工事を行っております。残りの1戸につきまして

も、長年相続問題で時間を要しておりましたが、関係者と協議の結果、和解が成立し、現在、建物調査を行っており、年内に交渉が成立すれば契約を行う予定であります。これをもちまして、天辰第一区土地区画の建物移転補償は全て契約済みとなり、平成26年度移転完了となる予定でございます。

工事につきましては、梅雨明け後、年度内完成に向け、宅地等の造成工事を含め、随時発注する予定でございます。

それから、川内駅周辺土地区画整理事業の繰越予算につきましては、J Rとの工程調整に期間を要していました春田川親水公園につきましても、7月発注に向け準備作業を行っております。

平成26年度予算につきましては、関係者と協議を行い、清算事務の手続を行っているところでございます。

それでは、次に、天辰第二地区土地区画整理事業の今後の計画と状況について、御説明をさせていただきます。

建設水道委員会の資料の3ページをお開きください。

まず、目的でございます。天辰第一地区土地区画整理事業に引き続き、狭隘な道路改善、浸水被害のおそれのある低平地の改善及び第一地区との段差解消、川内川市街地改修と一体となった新市街地形成を図ることを目的としております。

予定の区域面積でございますが、約51ヘクタールでございます。都市計画道路が6路線、公園が5カ所でございます。

造成設計について御説明いたします。

まず、天辰第一地区との段差解消部分ですが、図面の左下の部分でございます。段差区間につきましては約150メートル、高低差が13メートル程度あります。段差解消区間につきましては、天辰第一地区と第二地区の早期完成を目指すことから、最小限の区域としております。

浸水被害のおそれのある川内川沿いの低平地の改善と狭隘な道路改善区間については、川内川市街地改修と一体とした整備を図ることから、今回の第二地区については、第一地区の造成計画高と同程度の浸水被害に影響のある範囲で盛り土のすりつく範囲を基本的に、第二地区の範囲として計画しております。

造成計画高につきましては、盛り土部の高低差は3メートルから8メートル程度あります。

また、図面右下、皿山地区であります。天辰第一地区の土取り場として先行取得した土地で、今回の区域として河川用地や保留地等に活用することになります。先行買収面積は、約12.9ヘクタールでございます。買収金額は5億8,300万円、約坪1万5,000円程度で購入しております。今後、地元説明会を開催し、本年度都市計画決定に向け、事務手続を進めてまいります。

今後の計画でございますが、平成27年度事業計画決定を行い、平成28年度、第1次仮換地指定、できれば二地区との段差解消部分を考えております。平成29年度、河川公管金の締結を行う予定で協議を進めているところでございます。河川公管金としまして、河川に係る面積が5万9,500平米程度でございます。平成30年度工事着工というような形で、現在、計画しております。

資金計画につきましては、今後、都市計画区域を決定し、事業費を算定することになりますが、現在の事業計画案では、事業費約100億円。内訳でございますが、国庫補助金12億5,000万円、市町村負担金62億円、保留地処分金5億4,000万、橋梁負担金が6,000万、公共管理者負担金が19億5,000万円でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎） なければ私のほうから1点だけ。今の課長の御説明の中で、この第二区画の部分について、第二区画まで終わらなければ、なかなか河川改修への道筋が見えてこないというのも理解はしておるところです。

先ほど、建設維持課のときに、上野委員がおっしゃいましたけれども、総体的なやっぱり建設事業の予算組みの問題、なかなか計画だけは先走りしても、予算がついていかないというこの状況の中において、また、これは新規事業として市費の負担が62億ぐらい発生するというような御説明でありました。

ここあたりの、いわゆる資金計画、財政計画と

いうのは、十分に練られておられるのか、そこあたりをちょっと教えていただけませんか。

○建設部長（泊 正人） 以前から第二地区についても入っていかないとけないということでございました。この100億という大きな金をここで申し上げたわけですが、先ほどの建設維持課のところでもありましたとおり、莫大な建設事業費になっておりますので、現時点で順当に、年次割りとかいうのはまだできておりません。ただ、この天辰の二地区については、課長のほうからありましたとおり、一地区との区域境の高い部分、あるいは浸水のおそれのある部分、ここはどうしても、一地区が終わるごろに合わせてちゃんとしないとけないというのがございますので、そういった意味では、この28、29で、30から着工という、これはどうしてもやっていかないとけないというふうには思っておりますが、その後年度の、何ていうんでしょう、事業費割りというものは、これから、先ほどのそういう長寿命化の社会資本整備と合わせた形で、全庁的な協議等が必要になってくると思っております。

○委員（小田原勇次郎） もう総論は、先ほど上野委員が維持課のところでおっしゃいましたので、私もあえて同じことは申し上げませんが、やっぱりいろんな事業計画をお伺いしますと、資金計画をしっかりと見据えた上での計画が上がってきておるんだろうかというふうに、どうしても見えてしまいます。ですから、計画だけどんどん打ち上げていけば、あとは何とかなつてよというようなふうにも見えかねない部分がありますので、そこあたりはまた十分、先ほどの上野委員のおっしゃるとおり、十分にお示しをするようお願いをしておきます。

○建設部長（泊 正人） ただいま説明いたしましたこの第二地区の計画につきましては、先に市の執行会議でも報告をさせていただいております。そこでも、今、小田原委員からあったような御意見も、企画サイドからも出ておりますので、今後、繰り返しになりますけれども、全庁的な考え方で進めさせていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

○委員（持原秀行） 第二工区については、浸水対策とかということで、当初の天辰一、二、三工

区の計画された段階ですから、大分範囲が変わってきてますよね。市長が本会議の中でも、何年か前、質問をしたところが、こういう天辰地区の堤防とかについては、この区画整理でしっかりとやっていくんだということで答弁をされました。それに伴って、それにこういう計画になされたというふうに思うんですが。実は、やっぱり相手がいることです。地権者に対してとか、やっぱり先般、5月にも区画整理のほうから来られて、地元の説明、役員の皆さんにも、推進委員会にも来て、説明していただいたんですが。その段階では、まだきちっと説明会なり、地元の地権者に対してのしっかりとした、どこからどこまでなんだよというのはまだ出てないということでありました。

非常に地元の人たちは、不安感と、それから期待を、物すごい期待するところが大きいんですが、そこらあたりの、どこからどこまでどうなるんだと、この図面を見していただいても鮮明ではありません。それからすれば、地元に対して理解示されたけれどもということで説明ができません。

ですので、しっかりとした図面でもって、ここまで入るんだよというのを示すべきだと思うんですが、それは時期的にはいつになりますか。

○区画整理課長（川畑 稔） 時期的には、今後、一応議会のほうで御説明させていただいた後、計画的な地元説明会を開催しまして、まず地元の同意が得ないことには、区域の決定が得ないことには都市計画決定ができませんので、その辺の基本的な考え方を何回も開いて、詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（持原秀行） 実際、地元の区画整理推進委員会というのがあるわけで、その人たちについても、いつごろしますよということだけは、ある程度早い時期にやっていただかないと、平成26年度中にはやりますよっていうのは前から聞いているんですよ。ですから、そのところが、もう3カ月も新年度に入って、その中でやはり、平成26年度に入れば、地元としては、もうすぐにもあるのかなという期待をするわけです。そういう意味では、やっぱりその時期は、私はしっかりと示すべきだと思いますが、いかがですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 今の計画では、7月ごろには一応地元説明会を開催しようというような形で計画はつくっております。

○委員（持原秀行）わかりました。これに関連してなんですが、今現在、一工区の最終的なところを、立山川のとかのところをやっておられますが、私が懸念するのは、工事が造成されて、立山川の周辺に田んぼができてます。けさほども全部見て来たんですが、二工区においても、やはり地元の皆さんにおいては田んぼのところが、本当は宅地をしていただくというのが区画整理なんですけれども、今の一工区を見ていただければわかるとおり、畑にしたところで、実際畑として使えない状況になってます。それで皆さん苦慮してるんです。畑として放置すれば宅地課税をされてるということで、荒らしてる人は宅地課税をされて、非常にもう処分せないかんとか、悩んでおられるというのが実態なんです。

ですから、やっぱりしっかりと造成もしていただいて、今、私のところも雨が降ったら、もうトラクター入れません、畑は。そういう状況の中で、排水対策もしっかりとしていただいたんですが、もうどうしようもないですね。そういう実態があります。ですから、二工区においては見る目もまた厳しくなるんです、地元の人たちは。

ですから、私が懸念してるのは、今でこの用水路です。用水対策として、管路を全部100を埋めてますね。そこでとる中で、今、確かにこれは地下水ですので、ボーリング1カ所しかありません。それで、果たして全部賄えるのかどうか。あるいは、これがもう水が出なくなったら、田んぼつくれませんよね。どうされるおつもりなのか。

私としては、地元にもしっかりと説明があって、地元土地改良なり説明があって、今、造成される場所、水の流れが全然違ったところなんです、今、立山川の辺は。川から取水されてしてきたところにずっと配水管を入れて、そこまでいま一つのボーリング、地下水しかないところをやった中で、数年前もエアが出たりして水が出ない時期があったんです。そうすると、将来的にもずっとまだつくっていききたいと思う人は不安があるんです。もうどうしようもないですよ、溝がないわけで、用水をとれないわけですから。

だから、私は、こういうふうに二工区にも入っていく、そちらにも回していくということであれば、しっかりとそういう給水対策、ボーリングなりもう1カ所するとか、そういうのを予備にでも

やっていたかないと不安です。子や孫に渡せません。そここのところもしっかりと、1カ所あるからここで大丈夫だよというような、そういう安易な考え方じゃなくて、しっかりと調査をしていたでいて、本当にこの1カ所だけで足りるのか、予備的なものは必要ないのか、そこらあたりはしっかりと考えてこういう工事をされたんですか。

○区画整理課長（川畑 稔）当初の計画の中で、そのような形で進めているわけですけど。今、委員が言われましたように、今後、二地区についても地権者と話をしながら、安易な気持ちじゃなくて、今の段階でもいろいろ問題が出ておりまして、その辺もまた、土地改良含めて協議を進めさせていただきたいということで、的確な回答ができるような体制をとっていききたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（持原秀行）やはり昔から、あそこはずっと農進地域のところを解除して区画整理が始まったわけですが、やはり依然と農業を営んでる方もおられますので、そういう不安を払拭するようなやっぱり政策展開をしていかないと、協力を得られないというふうに思いますので、ぜひそのところは十分踏まえてやっていただきたいと思います。要望しときます。

○委員長（福田俊一郎）要望、御意見でございます。

○委員（上野一誠）今、持原委員がお住いの地域でありますから、いろんな、日ごろから御意見は言ってもらえると思うんですが。いろいろお話を聞けば、この第二工区の一つの計画の、住民の理解の意思というものがほとんど、何ていうのか、生かされたか生かされてないかわからんだけでも、一つの計画をつくったという形を議会に提案をしたいというふうに認識できると思うんです。全く議会は、これからこの計画がどういうふうに動いていくのかも、また変わるのかもわからんそういう計画を議会に報告をしてるということですよ。

ですから、いろいろ区画がまだ決定をしないという中で、これからこれについてどういう地域が言うかなんですけども、議会に一つこういう形上げていく以上は、ある程度、方向性が決まったものというふうな認識で我々はいるんですけども、今のお話だと、なかなかまだそういうことが不透

明と、今後、説明会もまだしてないというような今の報告を我々は受けてるという捉え方からすると、理解が苦しむ部分があります。上げる以上は、やっぱりそれなりの地域の状況も踏まえながらこういう計画をしましたよというんだったら、まだわかるんだけど、なかなかそういうところが全くされてなければ、少し今後これがどう動いていくかということを理解に苦しむ部分がある。

それと、私は3月議会に資金計画をちょっと示してくれという話をしたんだけど、この区域確定が、事業確定がされてない中で、資金計画ちゅうのはつくれるんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 一応、事業計画案ということで、地元の説明する前に、執行が議会等に説明する段階で、概算どのくらいかかるということで委託を発注しておりますので。今のところでは、実際国庫補助金につきましても、都市計画道路のみの計画でございまして、概算度量を出しておりますので。今後、区画道路も補助対象になるというのもありますので、できるだけ事業費も抑えて、市債を減らすというような考え方を持っておりますので、あくまでも現段階では事業計画案ということで、御理解していただきたいと思います。

○委員（上野一誠） それだったら、僕は事務局に資金計画を出してるというんだけど、資料はこれです。もらったのはこれです、3月議会で。天辰第二も入ってます。これは、案じゃないんです。事業計画という、区画整理事業資金計画と、もう明確にうたってある。すると、事業費は100億というふうに言われたんだけど、これでは89億です。これをもって国・県へ交渉するというのが当然だったのいうが。ということは、この事業計画そのものも、てげてげと我々議会に出してるという理解になってくるんだけど、それ、どうですか。

○区画整理課長（川畑 稔） その時点では、済いません、平成21年度に計画してまして、今説明したのにつきましては、平成24年にさらにまた、区画整理協会のほうに算定し直していただいた件でありまして、まだ議会にも細かく説明していない段階で公表ができないということから、このような資料になったわけでございまして、まことに申しわけありません、御理解いただきたいと

思います。

○委員（上野一誠） そういうふうにするべきなん。確定がしてないものを平然でこういう形でやると、これが当たり前の資料として委員会で要望したわけだから、こういう間違った書類を出してしまうと、これをもって我々は計画をするんだなというふうになるわけですよ。ですから、そういう点では、書類の出し方も、確定をして平成24年で見直しをしたんだったら、この二工区については資金計画は出せませんと。その理由はこれこれですというのが本来のやっぱりいき方だと思いますよ。それをやっぱりこれでいくと、ほんであえて事務局に確認をしたんだから、事務局に。そしたら、これをもってやりますという形。

それで、僕が求めてたのは、やっぱり年次別の資金計画を出してほしかったんです、第一にしても。そうしないと、いろいろ保留地を含めて財政の区分けはしっかり書いてあるので、これが平成26年度の中でどういうふうに動いていくのかなということを知りたかったんだけど。いただいた書類はこれしかないで、やっぱりこれではわからないということで、これしか出さなかったということです。年次的な資金計画を上げてくれるというのを事務局には申し上げた。

ですから、やっぱ書類の出し方も、あるいはこの計画も、やっぱりそういう不透明なものが出てくると、やっぱり我々の解釈、理解が非常に困るので、そのところはこれから第二のやっぱり計画があるわけだから、今、持原委員が言われたように、いろんなことを踏まえると、やっぱりより方向性が見える形を議会には報告していただきたいというふうに思います。

○建設部長（泊 正人） この二地区の案の説明につきましては、不備なところも多々あったと、まことに申しわけなく思っておりますけども、持原委員の言われました一地区でのいろんな反省点とか、二地区に向けての課題、あるいはまた、二地区には事業に期待をして待ってらっしゃる方もいらっしゃるでしょうから、その辺を十分にもんで、とにかくいい方向で入っていけるように、区画整理課、ほかの財政のほうとかして。また資料の提出についても、十分審議をしてから提出するように今後は気をつけてまいります。本当に申しわけありませんでした。

○委員長（福田俊一郎）今、委員のほうから、この二地区について、強い御意見、質疑等もございましたので、冒頭建設部長のほうから説明がありました、何ですか、執行会議の中で報告された中身についても、書類等も含めてまた委員会のほうへ提出し、また先ほど口頭で説明した分についても、書類等も含めて、事業費も含めて改めて、御説明していただきますようお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間となりましたけれども、入来区画整理推進室がちょっと待機しておりますので、お時間をいただいて委員の皆さん、よろしゅうございますですか。ここまで、午前中は終わらせてください。

それでは、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、入来区画整理推進室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）ありません。

○委員長（福田俊一郎）それでは、質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）以上で入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開は、おおむね13時10分といたします。

~~~~~

午後0時7分休憩

~~~~~

午後1時9分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### △建築住宅課の審査

○委員長（福田俊一郎）建築住宅課の審査に入ります。

ここで職員紹介をお願いいたします。

○建築住宅課長（今井裕介）はい、それでは、職員の紹介をいたします。県職の田尻俊宏専門職が、鹿児島県警察本部に転出になりまして、その後任といたしまして、県大島支庁より上野昭信専門職が着任いたしました。

○専門職（上野昭信）上野と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）よろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（今井裕介）続きまして、課内では、主幹兼建築指導グループ長でありました福島和朗主幹が、専門職に昇任しております。

○専門職（福島和朗）福島です。よろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（今井裕介）建築指導グループ長には、建築グループ長でありました大園厚彦グループ長が主幹に昇任し、兼務することとなっております。

○主幹兼建築指導グループ長（大園厚彦）大園です。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）よろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（今井裕介）建築グループ長には、藤井孝彦グループ員が、グループ長として昇任しております。

○建築グループ長（藤井孝彦）藤井です。よろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（今井裕介）以上で、職員紹介を終わります。

---

#### △議案第60号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは引き続き、議案第60号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）議会資料の1ページと委員会資料4ページをお開きください。

今回、一般住宅条例の改正をお願いしていますのは、教育委員会より祁答院支所管内の下手教職員住宅1号の所管替えを受けたもので、その住宅を塔牟礼住宅として、また昨年末から里町の建設業者水建システムさんが建築しておりました南瀬地区の借上型一般住宅1棟2戸が完成し、供用開始することから所要の規定を整備しようとするものでございます。

委員会資料4ページには、塔牟礼住宅の位置図と平面図が、5ページには南瀬一般住宅の位置図と平面図を添付してございます。塔牟礼住宅は、祁答院中学校の奥にあります木造平屋の教職員住宅です。ほぼ同規模の教職員住宅が6棟ありましたが、平成19年にそのうちの5棟が所管がえされ、塔牟礼住宅となっております。1棟だけが残っておりまして、ここには教育委員会のALTが入居しておりましたが、藺牟田地区の教職員住宅のほうにあきができまして、そちらのほうに転居されたことから、今回所管がえする運びとなったものでございます。この結果、議会資料にありますとおり、一般住宅の団地数は1増の39団地、棟数と戸数はそれぞれ171棟の402戸となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）**ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）**関連して、教職員住宅を一般住宅に直していくということは、やっぱり教職員住宅でくくってあるとなかなか一般住宅として取り扱わないで、こういう方向は好ましい方だと思うんですが。今教職員住宅の中でやっぱ一般住宅に変えなきゃならんと、教育委員会の所管にはなるんですけど、そういうあれは、捉え方というのは教職員住宅があって、所管が違うのであいつた関連しているんだけど、一般住宅に変えないと何年もあけたままではあるんじゃないかと。その辺は、何か連携含めて市行政として、何か情報的にも含めて、あの住宅ももうこうしようや、ああしようやという、そういうのはどんな状況ですか。

**○建築住宅課長（今井裕介）**おっしゃるとおり、教職員住宅のままでありますと、目的外使用

ということで1年ごとの契約更新になりますので、非常に使いづらいところでございます。

教職員住宅、教育委員会との関連性につきましては、私自身もここに異動する前が教育委員会の担当だったということで、どこに教職員住宅があるかというようなことはうちの職員のほうは、約3分の1くらいは大体わかっている状況でございます。

非常に現在、連携がいいところでございまして、甌島のほうの平良小学校が廃校になった後とか、湯田とか、寄田とか、滄浪とか廃校になった分については、大体1年ないし2年をめどにして、こちらのほうで引き取るような形になっているところでございます。

ただ、中には非常に老朽化しているものがございますので、それらについてはもう用途廃止して、解体をするというような形で地元要望があって、そして使えるというめどがあるものについては一般住宅に転用しているところでございます。

現在、一般住宅につきましては、勝目と立山が大きい数が入りますけど、それを除きますと246戸でございます、現在。そのうち入居者数が230戸ですので、稼働率としましては93%ということで、一般住宅についても非常に効率的に活用されているというふうに判断しているところでございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）**教職員住宅も教職員サイドの補助事業を入れている部分があって、一般住宅に変更できるできないのくくりが中にはあるのかしれんけど、十分そこは何のために教職員住宅をつくったかという一つの目的が、言うちゃあいかなけど、教職員の先生方にはわかっていない。やっぱり地域に住まない。そして、もう何というのか、いろいろ何というのか、それは子どもの状態があつていろんな家庭があるとはいえ、もう場合によっては学校の校長も住まるところがあつて、いろんなそういうところもあつて、いろいろ課題もあるんですけど。ぜひずっとそういう方向性をやっていつてあげたほうが、必要なりやもう一般住宅を教職として貸すというやり方がむしろ賢明かなと。参考までに、入来も一つありますから、申し上げてありますから早目にしてください。住宅は新しいので。

○委員長（福田俊一郎）御意見であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第61号 薩摩川内市一般住宅条例  
の指定管理者の指定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第61号薩摩川内市一般住宅条例の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）資料のほうは議会資料2ページからになりますので、そちらをごらんください。

内容は、供用開始して今まで市が直営で管理しておりました下東郷上之原一般住宅2棟2戸と勝目一般住宅2棟79戸の2住宅、4棟81戸の住宅の管理を現在の指定管理者に追加委託しようとするものでございます。

指定管理者に委託する業務は、議会資料2ページの中段にありますとおり、入居者の公募、入退去、施設の維持管理、修繕、環境整備や一般管理に関する業務で、今まで指定管理者に委託している内容と何ら変わるものではございません。指定管理の候補者は現在本庁所管の指定管理業務を受託しております薩摩川内市樋脇町市比野2434番地9の平野商事株式会社でございます。

3ページには指定管理候補者から提出されまし

た今回の事業計画の概要を、4ページには3月25日に開催されました選考委員会の選考結果の概要を記載してございます。

選考委員会では、日ごろの管理についても献身的な対応がなされ、適正な対応ができる団体であると評価されたところでございます。

5ページには、そのときの採点結果表を掲載してございます。採点結果は、800点満点中647点で、100点満点に換算しますと81点という得点になったところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）ちょっと確認ですが、この指定管理はこれは川内地域ですね。そうしたときに、この管理を行わせる業務というのを少し確認をさせてもらいたいんですが。1戸建てもあったり、あるいは何階建てとかそういうあれがある中で、館だけの管理の指定管理になっているのか、あるいは敷地を含めた指定管理の業務になっているのか、それはどんな業務になっているんですか。

○建築住宅課長（今井裕介）建物内だけということではなくて、敷地まで含んだ環境整備まで入っております。

ですから、敷地内にあります浄化槽等の管理業務委託、そういうものの点検とか、もしくは草、低木、樹木の剪定等につきましても、要望があった場合には対応するようにしているところでございます。

○委員（上野一誠）周りの、やっぱり草とか敷地内におけるいろんなそういう周りの草の管理は、案外指定管理の業務の中でどのくらいチェックをしているかというのがあって、川内地域なので1戸建てとか含めて、住んでいる人もいらっしゃる方がするところもあれば、あるいはもう指定管理がどこまでかかるかわからんけど、実は4町4村はこれは支所職員が対応するようになっているんですかね。

○建築住宅課長（今井裕介）市営住宅につきましては、実は入居者の方に保管義務というのがありまして、市営住宅の建物をきちっと清潔に使うということ、それから庭先のあの草の除草等につ

いて、それから低木については自分たちでしてくださいというところでございます。

ただ、だんだんと木が大きくなりまして、それが簡単にできないというようなものについては、本庁に場合におきましては指定管理、そしてから支所におきましては委託料がついておりますので、そちらのほうで専門業者等にやっているところで

す。ただ、どちらにいたしましても、外注するとしましても絶えず金銭的な面がありまして、なかなか毎年毎年できないケース等もありまして、支所におきましては若干苦勞されているところもございます。そういうところにつきましては、本庁のほうで相談を受けまして、本庁のほうの予算等の調整をしまして、追加で発注するような対応もとっておるところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠）支所をちょっと若干議題にすると、今言われたとおりの管理なんだけども、なかなか庭先は全部大方入っている人たちがされると思う。ところが、周りにある部分はなかなか入っている人も誰がやっていいかわからんのだけど、いわば市の敷地内なのでそこはやっぱりシルバーなり何を使ってやってあげないと、その人たちには無理があると思う。

場合によっては、土手があって下が畑とか、もうそういうところも草ぼうぼうになってくると、お前たちせんかというわけにはいかないと思う。担当にも、もうちょっとやっぱりそこらは行政がやる範囲を明確にして、年次的にそういう草刈りとかしてあげないと、やっぱり住んでいらっしゃる、周りから見るとよりよく住んでもらう環境をつくるのは行政だというふうに思うので、やっぱりそういう意味では、環境づくりに配慮する管理の仕方を行政は責任あるものについてはちゃんとする必要があるんじゃないかということで、方向性を出してもらおうにはいうちよったんですけど。そこあたりも本庁としてもぜひ実態を少し把握されれば、樋脇に、祁答院にしても、入来にしても東郷だけでも、やっぱりどこが行政がしてあげなきゃいけないのかというのは、十分やっぱり配慮してもらいたいというのが、これは要望ですね。

○建築住宅課長（今井裕介）おっしゃりますと

おりに本当で、今本庁につきましては指定管理、そしてから他の支所につきましては直営管理ということとなっております。これらにつきましては、現在私どものほうもこのままの状態でもいいのかということで、管理方法について検討を始めているところでございますので、また近いうちにそういう方針等も対外的に発表できるような事態になるかと思っております。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局の説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）まず、最初に今年度の既存住宅改修環境整備事業の応募状況につきまして御報告いたします。

委員会資料は6ページからとなります。

6ページの上段、募集期間中受付状況の欄、右下をごらんください。

5月13日から23日までの応募総数は283件、補助金の申請額は4,626万3,000円でした。この結果、申請額の総額が既定予算内でしたので、抽選なしで申請者

全員の交付決定ができたところでございます。

5月26日からは予算の範囲以内で随時募集を受け付けましたが、こちらのほうにつきましては6月4日までに18件の応募があり、予算に達しましたので募集のほうは終了したところでございます。この結果、今年度の補助金申請件数は301件、補助金総額が4,911万8,000円となったところでございます。

一番下の欄をごらんください。今回の経済波及効果は、補助金の交付金額4,911万8,000円に対し、実際の工事費総額が3億1,517万9,000円となっておりますので、直接効果が6.42倍ということになります。これらに、受注者の方から第三者への波及効果が1.7倍程度ありますので、最終的な経済効果は10.91倍の約5億3,500万円程度になっていると判断しているところでございます。

7ページをごらんください。

工事を受注した業者について分析しますと、市の指名業者以外の中小業者の受注割合が件数で77.5%、工事費ベースで72.3%くらいになります。表でいいますと、3番目と4番目のちょうど市に指名願いを出している専門業者であります入札参加資格10業種の業者と、それから小規模修繕登録業者の数で77.5%ということでございます。利用者について分析いたしますと、60歳以上の高齢者の利用が今回も、前回までと同様70%以上と非常に高くなっております。

工事内容を見ましても、台所、浴室、トイレ改修等の水回り工事が125件で、24.6%になっております。そのほかにエコ給湯やオール電化、ガス給湯機の設置などの工事が40件程度ありますことから、高齢者の方々の生活環境の改善には大きく寄与しているものと評価しているところでございます。

続きまして、危険廃屋等解体撤去推進事業について御説明いたします。

委員会資料は8ページとなります。

制度の概要につきましては、前回の委員会でも説明しておりました。実際の受付が6月30日から開始することとなっております。市民への広報につきましては、広報薩摩川内の6月10日号にトピックスを載せたところで、過去2回広報をしておりますので、市民の方の関心も非常に高く、

廃屋の相談を今までに19件ほど受けているところでございます。そのうち10件につきましては、現地調査を既に行っておりまして、8件につきましては危険廃屋として補助の対象に該当すると判定しているところでございます。

9ページをごらんください。

(5) 事務手続フローについて御説明いたします。この事業は、既存住宅改修環境整備事業となり、応募した家屋が全て該当するものではないため、該当するかどうかの現地調査が必要となるところでございます。

そのため、建物の所有者から事業の申請を受け付けた場合、本課では申請建物を現地調査を実施するところでございます。その調査の中で、山の中の廃屋や広い敷地内の廃屋で、他人の安全に影響がないと判断した場合には対象外となり、補助の対象とはなりません。

現地調査によりまして、他人への危険度が大きく、損耗の度合い、傷み具合が大きい、評点いいますと50点ということなんですけれども、50点以上になれば危険廃屋として認定され、補助の対象となるものでございます。

また、他人への危険性はあっても、評点が20点以上50点に達しなかった場合には、その建物の所在する地元関係者の方が参加する廃屋判定委員会というものを開催しまして、その中で補助の対象とするかどうかの判定するところでございます。

この判定委員会で、補助の対象とするという結論になったものが、認定廃屋ということになるものでございます。そして、あの危険廃屋と認定廃屋につきましては、補助の対象になるという形でございます。

甕島の危険廃屋と認定廃屋につきましては、景観支障廃屋として本土と比べて2倍の上限60万円の補助をしようとするものでございます。

続きまして、資料はございませんが、勝目一般住宅と立山一般住宅の募集について御報告いたします。募集案内を広報さつませんだいの6月25日号に掲載したところでございます。ですから、本日から7月22日までの期間、募集を開始しております。

今回の募集は、1階から5階までもう全ての階を一度に募集する、できる形となったところでご

ざいます。入居の抽選会は7月29日13時30分から、そして入居開始は9月1日からを予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 雇用促進の関係で、今、流れはわかりましたが、当初からすると、雇用促進側としてはもう全部5階まで整備をしてくれて、畳も敷いてある状態でしょう。ということは、これから入居が満杯になればいいんだけど、入らない場合を含めて管理的にはもう畳を敷いたまま管理をしておくという形でいいんですかね。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 私も検査に立ち会ったんですが、非常に、機構団のほうが非常によく整備してくださっておりまして、畳も表がえ等してきれいになっております。それで、このままなかなか入居が進まなかった場合に、畳がやけたりしますので、現在私どもは遮光カーテンというものを各戸に取りつけるようにしております。特に、立山の場合は7月の1日から遮光カーテンを取りつけるようにしております。これは、今言われましたとおり、空き家などの住宅の場合に、そのまましていると畳等がやけて傷むということで、そういうのを防ぐための工事の仮設用のカーテンがございましたので、そちらのほうの手配をして7月1日から対応するというふうになっております。現状は以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 同じく今の雇用の、雇用促進のその住宅の応募の部分ついてでした。当初は、1、2階から整備をしていると。高齢者向けにエレベーターが設置されていないので、低い階の部分については1、2階は高齢者をある程度対象に、3階以上については若い世代、独身者等も受け入れられるようなというような議論も建設水道委員会のほうでさせていただいたんですが、そこあたりの取り扱いはどんなふうになっておられますか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 立山住宅につきましては、既存の住宅からの転居者を優先的にもう既にあっせんしております。この方々は高齢者でしたので今の段階でしたら1、2階が選べますと

というような形で選んでいるところでございます。

それから、応募の仕方につきまして、今度は一般の方の応募の仕方につきましては、それぞれ部屋を、部屋数が非常に多いので、私はこの部屋を応募したいという形で部屋について応募ができるようになっております。

ですから、自分の体調の状態にあわせて応募されるということで、高齢の方は先ほど言われましたとおり、多分低層階のほうを応募されるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○委員（小田原勇次郎）** 最後にもう1点でした。最初は、住宅を譲り受ける際に、その高い部分の3、4、5階の階の部分について、いわゆる若い世代の働き始めた人たちでなかなか収入がまだなかなかそこまで見込めておられない世代が、少しでも低価格の住居に住めるような方策はというような、ちまたの要望がある中というのは、そこあたりの話もさせていただいておったんですが。

そこにも応じられそうな取り扱いになっておられるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 階層によって差をつけるべきだったのかもしれませんが、今回の段階では階層によっての差は正直なところつけてございません。

ただ、家賃の設定につきましては、周りのほうと配慮してございます。ですから、勝目住宅につきましては、勝目の例で出しますと隣のほうに県営住宅があるんですけれども、県営住宅の方から見ると何でこんな安いんだろうというぐらい、そこまでいくかどうかわかりませんが、県営住宅に入居されている方々とするとうまいと。それで、総体的に安い状態で家賃の設定はしたという形で報告させていただきたいと思います。

以上です。

**○委員（小田原勇次郎）** 考え方はわかるんですが、ただそこに例えば同じような条件、例えば4人世帯で住むようになったときに、その家賃格差というのは当然生じてくるんですが、その低家賃にしたのは、さっき申し上げましたように若い世代に住んでもらおうと、その若い人たちを地元に残そうと。働いて今、緒についたばかりの人たちが地元に残りやすくするための政策的な、いわ

ゆる家賃設定ですよというような方向での御説明が、今のところはできるような状況ではないということですね。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 勝目住宅の場合には2万1,000円という家賃なので、これをまた段階別にそこまで区分する必要があったのかなという、正直なところ2万1,000円という家賃自体を比較的もう周りからすると安くて抑えてあります。

ですから、今、中郷のあたりに住宅を求められると、正直いうと2万1,000円台では応募できないので、今回の場合には一般住宅ということで、公営住宅とは全く違うくくりで整備が、取得ができましたので、最初で家賃のほうを低額に抑えたという形でございます。

**○委員（小田原勇次郎）** 申しわけありません。私も一番最初に建設水道で若者向けの非常にやっぱり一人で就職して、まだ低収入、なかなか賃金が上がらん状況の中で、なかなか民業圧迫をしようとは思わないんですが。民間にはやっぱり所帯持ちとかある程度収入が確保できた時点で入りやすいんだけど、一人者で今10代後半、20代になったもんで若いしで、収入が追いつかずに住めんがよと。地元に残りたいんだけど、なかなか住む場所がないんだよというようなお声がありますということでしたものですから。確かにやっぱり同じ、例えば世帯で同じ年層の人たちが住む同一の選択肢であれば、片や県営住宅はこしこで入るのに、市の一般住宅は安くで入るがなかったどってなってしまうと、最初の高いところは若い人たちにという、初期に目的がかなえられるのなど。ちょっと懸念があったものですから、そこをちょっと確認したかったところでした。そこには答えられそうですか、どうでしょうか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** まず、実は市営住宅というか、公営住宅につきましては、単身者については部屋数ある程度制約しているところがございます。ですから、それが早い話が勝目の住宅は3DKになっちゃうので、本当は入居できないところがございます。そうしますと、立山住宅については1棟のほうは2DKなので、こちらのほうは単身者で入居できるという状況でございます。

ですから、3DKのものにつきましては、一旦

一般の募集状況を見る形になります。そのところが、家族持ちでずっと満杯になった場合には当然単身者には3部屋以上の住宅の提供はしないという原則がございますので、提供できないところでございます。

今回のケースにつきましては、確かに勝目のほうにつきましてはそういう形になるんですけども、仮に応募状況を見まして部屋がずっとあいている状況だったときには、この部分は高層階については若い人にも配慮しなければならないということで、あかせているよりは上の階についても、3部屋であっても若い人に貸すというような判断を、これから募集状況を見ながらしていくことになるのかと思っているところでございます。

**○委員（小田原勇次郎）** わかりました。以上です。

**○委員（持原秀行）** 済みません。確認ですが、小田原委員もおっしゃったとおり、とにかく18歳とか二十歳とかっていう、今までくくりとして50歳以上とかというくくりが、縛りがありましたよ。そういうところは、もう取っ払って独身でも18歳でも入れるという考え方に、そういう受け入れ体制であるということで理解していいんですか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 単身者の方の入居については、前年だったかと思えますけれども、甕島地区において緩和したところでございます。

甕島地区においては、2DK以内の住宅に空き家がない場合、3DK以上の住宅についても申し込みができるというふうに緩和して、甕島の単身者については対応したところでございます。

それから、独身の単身者については随時物件、要するにもう御存じかと思いますが、募集をかけて応募がなかった住宅については随時で対応するという考え方でございます。それから、単身者入居については余りにも町なかだけを優先したらいけないということで、現時点では本庁以外だけ対応しているところでございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）** ちょっと勉強不足で申しわけない。確認させてください。

今度、雇用促進を市の住宅として、公の住宅として購入して位置づけるんですけど。家賃も含めてこの位置づけは、いけんでしたかね。条例の必

要性等々、これはどげな解釈でおればよかったげな。

○建築住宅課長（今井裕介） 条例等含めて昨年の12月に。

○委員（上野一誠） 12月にもう値段も出てたけな。

○建築住宅課長（今井裕介） 12月でもう決定しております。そのときに説明してございますが、勝目については2万1,000円。

○委員（上野一誠） これ、値段も入れたっけな。

○建築住宅課長（今井裕介） 入ってございます。

○委員（上野一誠） 済みませんでした。余計な質問をしました。確認で、済みませんでした。

○委員（大田黒 博） この危険廃屋等におきまして、以前何年か前から本市の空き家対策において、早いうちに質問させていただきましたが、市の対応として納得はしております。

ずっと質問しながら、対応しながら、市長が調査をなさいという経過を経て、こういうふうになって、各地域で住宅が足りないところ、ましては空き家対策にどう対応していくかということを手時きたんですけれども、途中で国がどうしても全国的に空き家が多いということで対応を打たれました。

本市は先に進んで、皆さん方が当局方を含めて対応してきたと思っております。これはすごいことだと思っているんですけども、いわゆる結局宅建協会に委託して企画課の所管になったりしながら、住宅課の方々が皆さん方が一生懸命されたことが、少し尻切れトンボになった感はあるんです。

その中で、こうして廃屋において条例つくって本市が先に対応を打つのもすごいことだなと思っているんですけども、本市が目指してきたものに対して何か違うんじゃないですかという面もあるんです。

というのは、この廃屋をこれだけものをするんですけども、そこにはそれに近い空き家がたくさん類似するものがあるなど。その対応どうされるんですかというのを含めて、所管外ですけど教育委員会からいくと、空き家を使った非行に関する案件があったり、ましてやこういうものがクローズアップされるような気がしないでもないんです。

その辺を含めた中での空き家対策を言ってきたんですけれども、一つ建築住宅課がありながら、

所管替えをさせてもらって教育委員会になったり企画になったりする中で、本筋がばらけてずれてきているような気がするんです。その辺はどう思われているのか、ちょっとありましたらお願いします。

○建築住宅課長（今井裕介） 一生懸命、本当御協力いただいて、そして私どもも相談を受けて、黒木地区で調査もさせていただいたところでございます。それで、黒木地区の例のときには最終的には市が民間の空き家を借りて改修しようとした場合に、やっぱりネックになったのは耐震補強とか、想定以上にやっぱりお金がかかるよねということで。借りられる期間も多分短いだろう、そしてから貸した人にもお金を払わないといけないという二重、改修した人と貸主にも払わないといけないという支出があった関係で、経済性を比較したところ新築したほうがよかったよねという形になりまして、そちらのほうに黒木については新築で借上型が2棟が整備できたというところでございます。

それで、結論からいいますと、やはりそういうものの貸し借りについては、市の建物を市が責任を持って貸すとなると、どうしてもコストがかかるというのが正直なところでございますので、一番いいのは民々でしていただくのがいいのかなということでございます。

それで、今回市のほうの対策といたしましては、空き家の解体する部分と、それから利活用の部分ということで分けまして、一応空き家の廃屋の解体のほうについては建築住宅課のほうで所管しましょうということで、こういう補助制度をつくりました。利活用については、企画のほうが担当されるということで、コミに対して活用される場合には補助金を出すというようなほうのくくり方をしたところでございます。

私のほうで説明できるのは大体こういうところで、おっしゃりたい市で借りて改修してほしいという気持ちはわかる場所なんですけれども、理解する場所なんですけど。正直なところやっぱり相手がある話なので、相手のほうから無償でも使ってくださいよとかって言われるといいんですけども、こちらのほうから貸してくださいということで家主さんのほうにお金を払ったりすると、なかなか経済的に厳しいのかなというふうに判断

しているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博）言われんとすることもわかります。ただ、今言われたその耐震補強においては、これ逆なんです。住民から言われたのは、市が耐震問題がありますと、築25年ぐらいでしたか、25年以降でないといふことですよというのは、おたくら違うやと。昔の建物は頑丈な柱で、一番そういうものにおいては強いんじゃないかという意見もあったりしたんですけれども、その辺でうやもやになったりすることもありました。

なるほどそうかなと思う中に、それもやはりお互いの言い分だと思っているんですけれども、ただ一つだけこの委員会で僕が出したのは、空き家対策を打つ中にもう少し全てのものを網羅しながらしていかないと、これだけ空き家がふえてきて、やはり国がとっかかっていく中で、非行の対象になる空き家がそういうところになったりする中で、先に対応を打ってきた薩摩川内市が少しそこまで入り込んでいくものもあってよかったのかなったりもするんですけれども。そこ辺を含めてこの委員会で出したのは、もう少し奥深く検討してもらえないかというのを含めて、意見として申し述べたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で建築住宅課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △用地課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、用地課の審査を行います。

用地課から職員の紹介をお願いいたします。

○用地課長（植村 豊）4月1日で職員の異動がございましたので紹介したいと思います。

まず、地籍グループ長が甑に転出いたしましたので、西課長代理が兼任することとなりました。

○課長代理（西 正輝）西です。

○用地課長（植村 豊）西課長代理が兼任しておりました用地グループ長を木原がすることとなりました。

○用地グループ長（木原 亮）木原と申します。よろしくお願いいたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○用地課長（植村 豊）今回は、地籍調査グループの業務内容を、特に境界未定地の解消の指導をどうやっているかということをポイントに御説明をいたします。

まず、地籍調査グループについては名称のとおり地籍調査の所管をしておりまして、現在、入来地区が現地調査を終わり最終段階にきております。これは、入来支所と連携をしておりますが、地籍の終わった地域についての地籍の成果物、特に一筆座標とか、基準点座標の交付等々の手続もやっております。この成果の交付につきましては、1日大体四、五件ほど来ておりまして、年間で3,500件ほど扱っておりますが、異動の少ない甑島地域については、年間わずかな件数があると。

特に、建設道路あるいは家を建てるとか、そういった段階において、特に川内地域で多いというふうな傾向が見られます。また、過去の地籍の修正と、結線の間違いとか誤り等については、相談件数を年間大体30件から40件ほど受けながら、15件から20件ほど、原因が特定でき明らかに誤りだということを修正をしているところです。

さて、地籍の最近相談に関するのがどういうものがあるかということ、地籍調査では確定はしたんだけど、境界が年月を過ぎてよくわからなくなったというふうな相談も受け、これについては一筆座標等を示しながら双方で話し合いをし、場合によっては測量士等を入れて境界を確定してくださいという指導をしているところです。

あるいは、地籍調査でのトラブルに関する相談とか受けておる中で、過去の資料を示しながら、そういう解決に向けてこちらの持っている資料を提示しているところですが、最近、特に境界の未定地、筆界未定地と言っているわけですが、それ

の相談が来ております。それについては、当事者、地籍調査のときにトラブった当事者が、高齢になり何とか解決をしたい。あるいは代替わりになり、双方解決をしたいという気持ちが出てきた中で、相談に来られるわけですが、原則的には民々のことですのでやってくださいということによっております。

境界未定地、新ためてどういうことでそういうふうになるかということで、地籍調査の時点で話し合いがつかずに境界が決まらない、あるいは立会いに来られないなどの理由で、どうしても境界が決まらないというのが境界未定地と言われるものでございます。

境界未定地になるとどういう不都合が生じるかということですが、所有権はあるということには間違いはないんですが、例えば分筆あるいは合筆、これができないと。それから、地積の更正、面積が違うとかいうのもできません。それから、地目の変更、これもできないと。それから、売買あるいは抵当権をしようとしても非常に難しいと。中には売買、そういうトラブルののを承知で買われるという事例もございますが、そういうのはほとんどないということで、実質土地が動かないという状態になってしまうということで、地籍調査の時点でもそういう御説明はしてあるところなんですが、地籍調査の後にこの境界の未定地を解消する方法として、私どものほうでは窓口で言っているのは3点ほどございます。

1点目は、双方話し合いで解決ができないものではないかと。そうなりますと、当然話し合いをして、境界を決めた中で登記するための図面を作成しないといけないということになります。そして、登記手続をするということになりますので、地籍調査では測量代はかかりませんが、ここで自分たちでするとなると当然測量代、かなりかってくると。手近な小さな単位では、例えば20万円そこそこで出るとしても、大きな土地になりますと場合によっては100万円単位という測量代がかかると。そういうリスクがございます。

2点目は、どうしても当事者同士で解決ができないケースについて、現在法務局のほうで筆界特定制度という制度がございまして。これについては、双方あるいは片方の申し出によって、筆界特定制度を活用していただくということになるんですが、

現在取り扱いをしているのは鹿児島県の法務局、もちろん川内に申し込まれても鹿児島県のほうになるわけですが。申し出を受けた法務局においては筆界特定登記官というのを指名して、この方が過去の事実現状、そういうのを調べながらやるということになります。登記官が一人でできる話ではございませんので、筆界調査員というのを指名するというようになります。

この筆界調査員というのは、土地家屋調査士というのが当たるというふうに聞いておりますが、その特定官と調査員の方が旧字絵図あるいは現状、あるいは双方の話を聞きながら筆界を引くと。この点については必ず申し込みをされた方の思いどおりになるということではございません。

一応、筆界特定官がここではないでしょうかという線引を引いて、それに基づいて測量をしますと。こうなりますと経費が発生することなんです。これを活用した場合、どういう経費がかかるかというと、双方持っている土地の評価額において、安い価格だと約1,000円、2,000円、そのくらいでできるんですが、価格の高い土地では手数料がかかると。これについてはそう大きな額ではないんですが、やはり測量の経費が当事者の負担になるという形でございます。

それと、3番目にはこの筆界特定制度を利用して円満に解決すれば登記に至るわけですが、解決しない、一方がもうこれはだめだよということになりますと、最終的には筆界確定訴訟、いわゆる裁判になるということになります。裁判について、筆界特定を利用されていると、過去の証拠等々いろいろ踏まえていますので、割と裁判がスムーズに進むというふうな形になろうかと思えます。最終的に、裁判になった場合はもうこれは確定判決になりますので、筆界が決まるということになります。

ただ、筆界特定制度というのはどのぐらいの期間かかるかというと、大体6カ月以内には結論が出るというふうになっているところです。

それで、今の筆界未定がどのぐらいあるかという話なんですが、平成23年度の段階で28万筆ほどあったけど、そのうちの3%、8,000筆が筆界未定になっています。今回、我々が相談を受けているケースについても、過去からのつながりのあるもの、あるいは現在進行形のものとして扱

っていたりして、非常に説明をしたりするんですが、なかなか時間がかかったり難儀をしているという状態で、うちの地籍の職員も苦労しているというのが実態でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（福田俊一郎）用地課長が熱心に御説明をしていただきました。もう質疑はないかもしれませんが、とりあえず。

○委員（橋口博文）実は、昭和24年のころ、旧高城町が交換分合の事業をして新農村事業というて、用水路やら排水路やら農道をつくって、それでその分筆が終わったとらんかったんだ。昭和40年に川内市へ合併したわけですが、その地籍調査が始まった段階で、それを早く分筆を終わらせてくれちいうて、用地課にお願いをしたことがあったんですが。今それがこの土地改良の賦課金のことでその問題が出てくるんですよ。昔のことで、それはもうわからんでや、というてあれしよるわけですけども。そういう用地課にお願いしたことがあったんですけども、そういうことで努力はしていただいたんですけども、その後どういうふうに処理されたか、ちょっとわかっていれば聞いてみようかと。

○用地課長（植村 豊）済みません。ちょっと今、手元に全然そういう事例を把握しておりません。後日、詳しく伺いたいと。

○委員長（福田俊一郎）また委員と、また用地課長のほうと連絡を取り合って対応していただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で用地課を終わります。御苦労さまでした。当局は部長を含め御苦労さまでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（福田俊一郎）ここで、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。

お手元に配付のとおり、継続調査についての案があります。道路整備、公園整備、河川、港湾とございますけれども、先ほど委員会の本会議の中でお話がありましたように、閉会中に県道の視察等も含めて委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に御一任いただきたいと思います。が、そのように取り扱うことで御異議ありませんでしょうか。よろしいですか。（資料は巻末に添付）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。本日は御苦労さまでした。



## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

建設水道委員会

(調査事項)

- 1 道路整備について
- 2 公園整備について
- 3 河川・港湾整備について
- 4 住宅政策について
- 5 都市計画事業について
- 6 景観整備について
- 7 土地区画整理事業について
- 8 地籍調査事業について
- 9 水道事業・簡易水道事業について
- 10 下水道事業について
- 11 温泉事業について
- 12 川内川改修等について
- 13 南九州西回り自動車道について
- 14 甕島縦貫道について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 福田 俊一郎